

# 資料

平成19年1月29日  
金融庁

1 . 今回の貸金業法改正について（多重債務者対策本部の議論に至る経緯）

## 多重債務問題と今回の貸金業法改正

近年、貸金業者による消費者向け貸付を中心に、巨大な貸金市場が形成されている

全情連（多くの消費者向け貸金業者が加入する信用情報機関）データによれば、  
貸金業者による無担保無保証の消費者向け貸付けについて、

貸付残高 約14.2兆円 利用者数 約1,400万人

（少なくとも国民の8.5人に1人は、いわゆる消費者金融の利用者）

多重債務問題の深刻化（借り手の返済能力を上回る貸付けが行われ、多重債務者が多く発生）

5件以上の利用者は約230万人、これらの者の平均借入総額は約230万円

（自己破産者は約18.4万人（平成17年：平成7年当時は約4.3万人））

多重債務問題の直接の背景として考えられるもの

- ・ 高金利
- ・ 過剰な貸付け（貸付けの際に借り手のリスクの把握が不十分）
- ・ 商品性（借入れが容易であり、金利負担を認識しない返済システム）
- ・ 借り手の金融知識・計画性の不足 等

貸金業法制定以来の抜本改正（多重債務問題への抜本的総合的対策）

業務の適正化のための規制の見直し（参入規制・行為規制の強化）

過剰貸付抑制のための総量規制の導入等（年収の3分の1を超える借入れは原則禁止）

上限金利引き下げなど金利体系の見直し（上限金利は利息制限法の15～20%となる）

ヤミ金融対策の強化

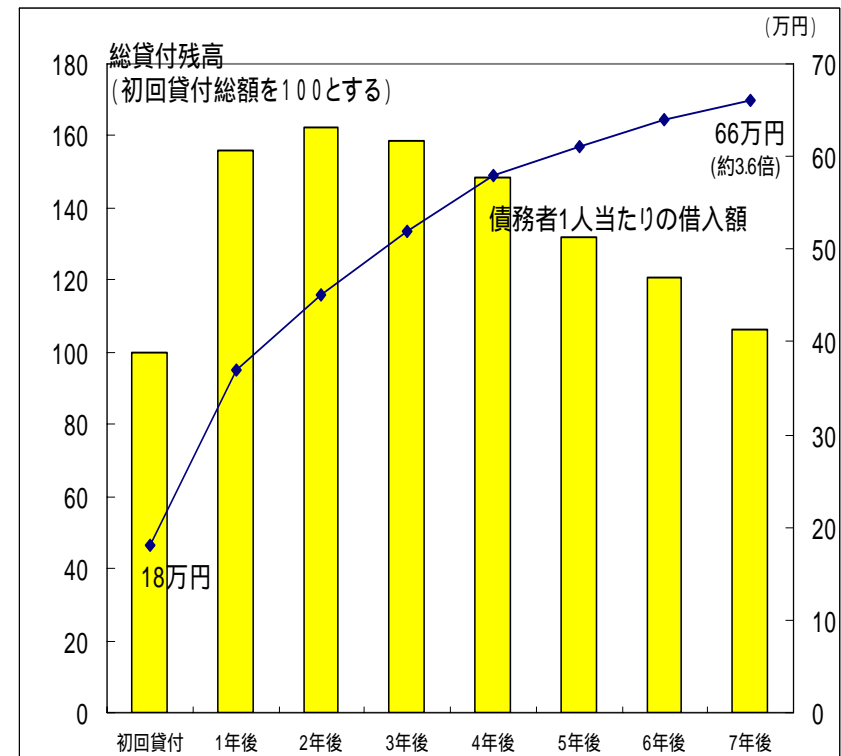
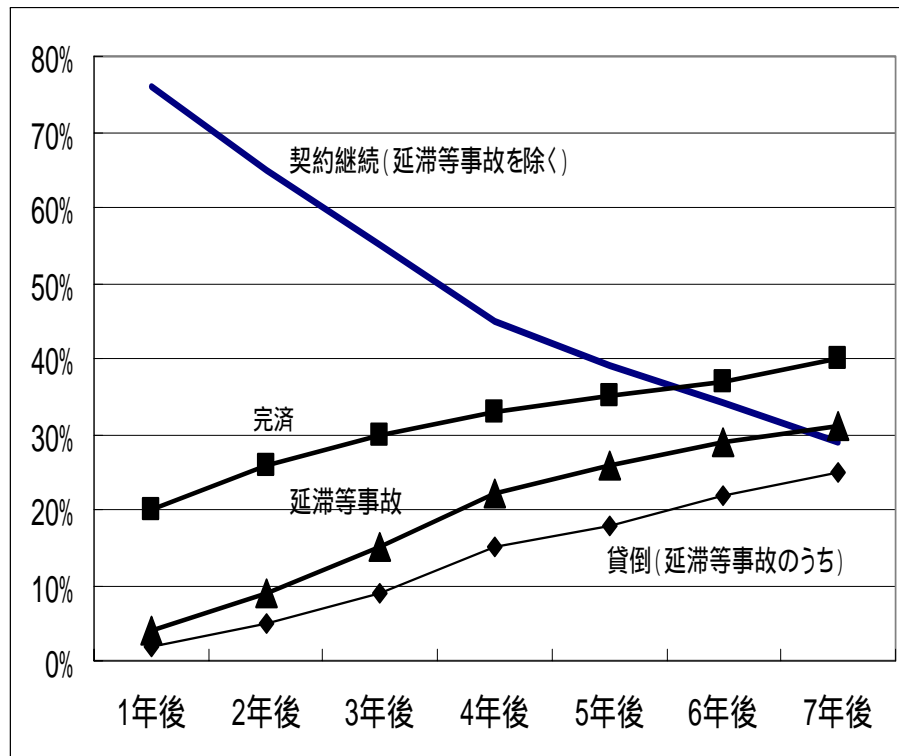
政府に「多重債務者対策本部」を設置し、多重債務者対策を政府をあげて推進

## 貸金業法改正にかかる検討経緯

- 平成17年3月30日 金融庁「貸金業制度等に関する懇談会」検討開始
- 平成18年4月21日 同懇談会「座長としての中間整理」とりまとめ
- 5月11日 自民党金融調査会・財金部会合同会議 検討開始
- 7月 5日 自民党金融調査会・貸金業制度等に関する小委員会合同会議「貸金業制度等の改革に関する基本的考え方」とりまとめ
- 7月 6日 与党政策責任者会合、上記基本的考え方を了承 政府に制度化の検討を指示
- 9月 5日 自民党金融調査会・貸金業制度等に関する小委員会・財金部会・法務部会合同会議  
検討再開
- 9月15日 同合同会議「貸金業法の抜本改正の骨子」とりまとめ(政調会長、金融調査会長一任)
- 9月19日 自民党政審、上記骨子を了承 政府に法制化を指示
- 9月21日 公明党政策責任者会合、「貸金業法の抜本改正」を基本的に了承
- 10月31日 「貸金業規制法等の一部を改正する法律案」を閣議決定、国会提出
- 12月13日 参議院本会議において上記法案を可決・成立(全会一致)
- 12月20日 「貸金業規制法等の一部を改正する法律」公布
- 12月22日 多重債務者対策本部設置(閣議決定)
- 12月26日 第1回多重債務者対策本部

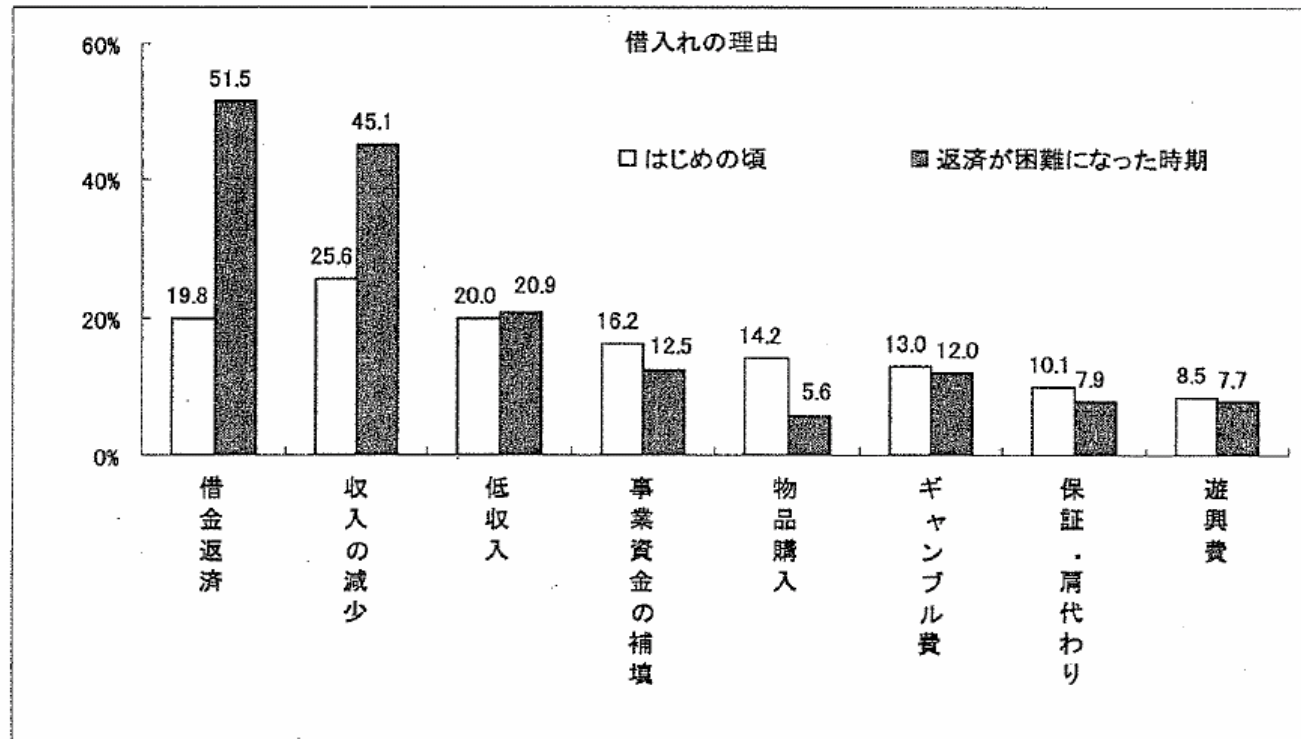
## 消費者金融利用者の実態

ある消費者向け貸金業者について、ある時期に借入れを行った債務者のその後の動向を見ると、7年後に完済しているのは約4割にすぎず、1人あたり借入残高は約3.6倍になっている



## 消費者金融利用者の実態

返済困難となった者を見ると、消費者金融の利用動機としては、当初は収入の減少や物品購入等が多いが、返済困難となった時期においては、借金返済のための借入れが多くなる

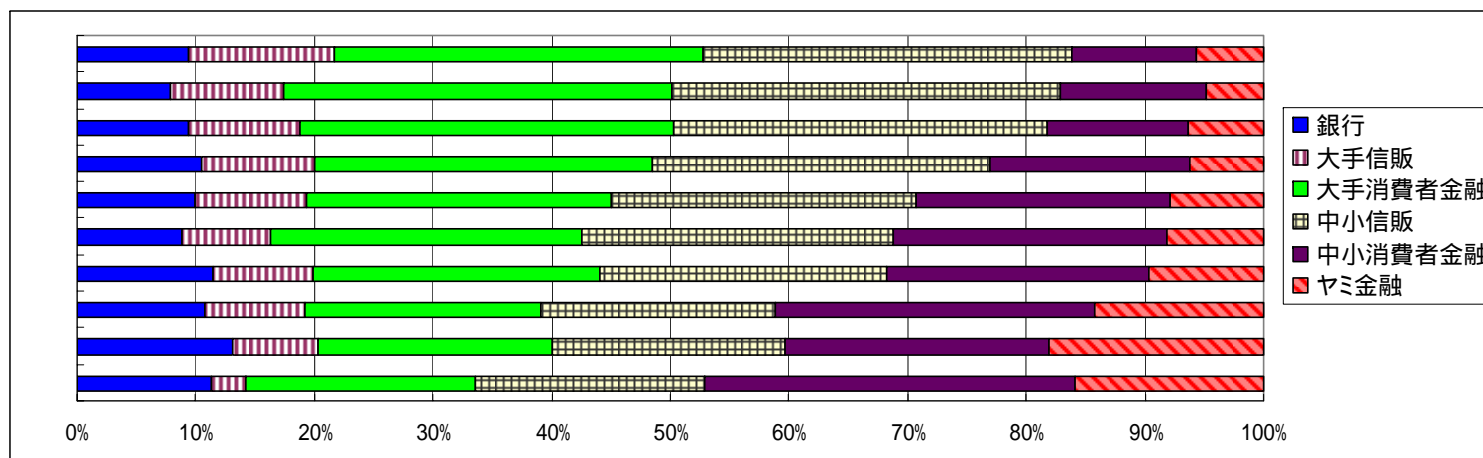


出典：国民生活センター『多重債務問題の現状と対応に関する調査研究』

## 消費者金融利用者の実態

返済困難となる事例を見ると、最初は大手の信販・消費者金融から借入れ、借入回数を重ねるにつれ、大手が利用できなくなり、大手からの借入れの返済資金も含めて中小業者を利用するようになり、最終的にヤミ金被害に遭う事例が多く見られる。

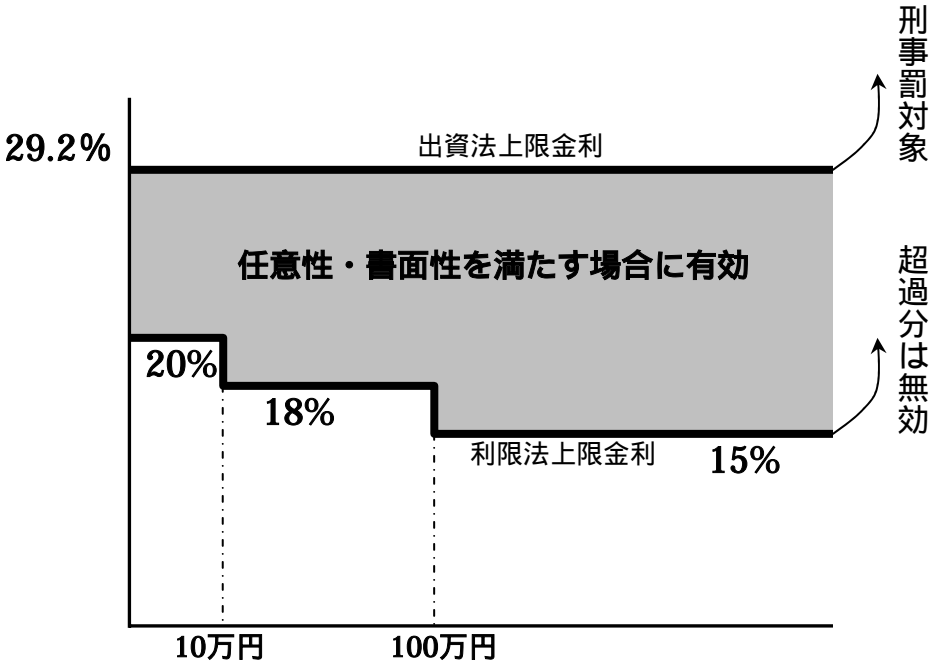
借入回数	銀行(A)		大手カード・信販会社(B1)		大手消費者金融(C)		中小カード・信販会社(B2)		中小消費者金融(D)		ヤミ金(E)		合計	百分比
	A	百分比	B1	百分比	C	百分比	B2	百分比	D	百分比	E	百分比		
	399	11.7%	520	15.2%	1,318	38.6%	485	14.2%	441	12.9%	243	7.1%	3,406	100%
	292	9.9%	356	12.1%	1,223	41.5%	431	14.6%	456	15.5%	182	6.1%	2,940	100%
	260	12.1%	259	12.0%	864	40.2%	261	12.1%	329	15.3%	174	8.1%	2,147	100%
	214	12.1%	192	10.9%	575	32.7%	305	17.3%	341	19.4%	128	7.2%	1,755	100%
	136	10.3%	128	9.7%	350	26.5%	304	23.0%	292	22.1%	107	8.1%	1,317	100%
	90	10.5%	75	8.7%	267	31.1%	108	12.6%	234	27.3%	83	9.6%	857	100%
	69	13.0%	50	9.4%	145	27.3%	76	14.3%	132	24.9%	58	10.9%	530	100%
	41	11.7%	32	9.1%	75	21.4%	46	13.1%	102	29.1%	54	15.4%	350	100%
	35	14.7%	19	8.0%	52	21.9%	24	10.1%	59	24.8%	48	20.2%	237	100%
	20	11.2%	5	2.8%	34	19.1%	36	20.2%	55	30.8%	28	15.7%	178	100%
合計	1,556	11.3%	1,636	11.9%	4,903	35.7%	2,076	15.1%	2,441	17.7%	1,105	8.0%	13,717	100%



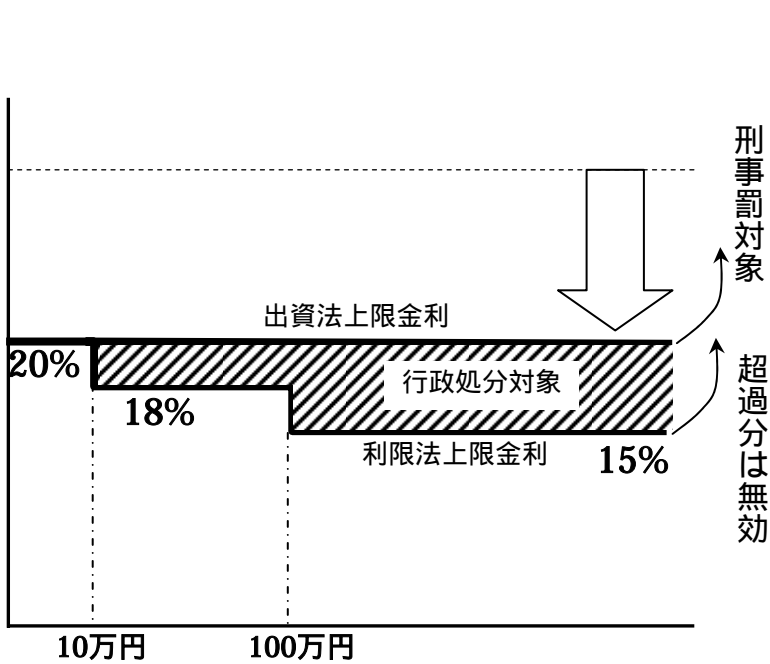
# 上限金利の引下げ

改正法公布後、概ね3年後<sup>(注)</sup>に出資法の上限金利(29.2%)を利息制限法の水準(20%)に引き下げ、利用者の金利負担を軽減する。

(改正前)



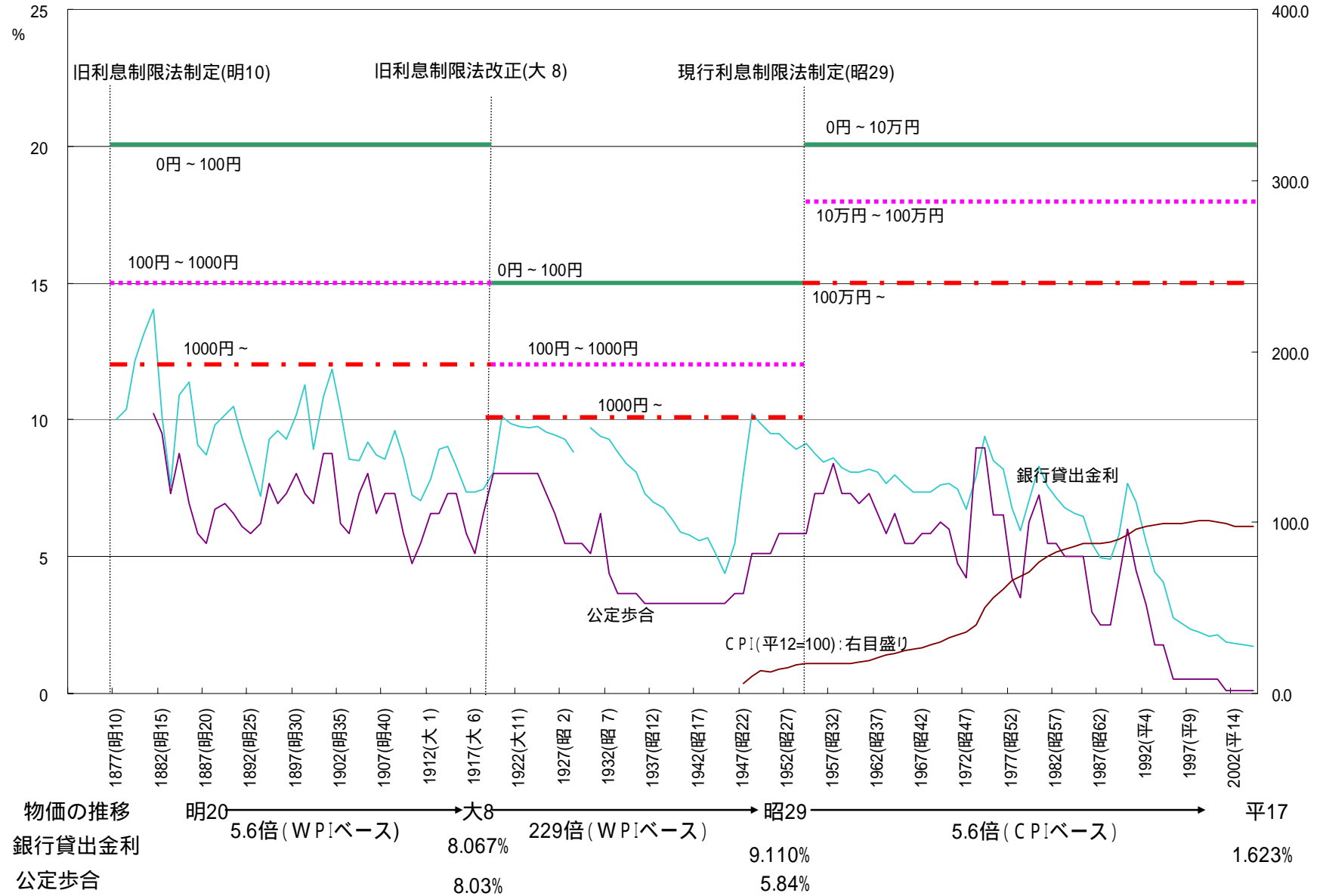
(改正後)



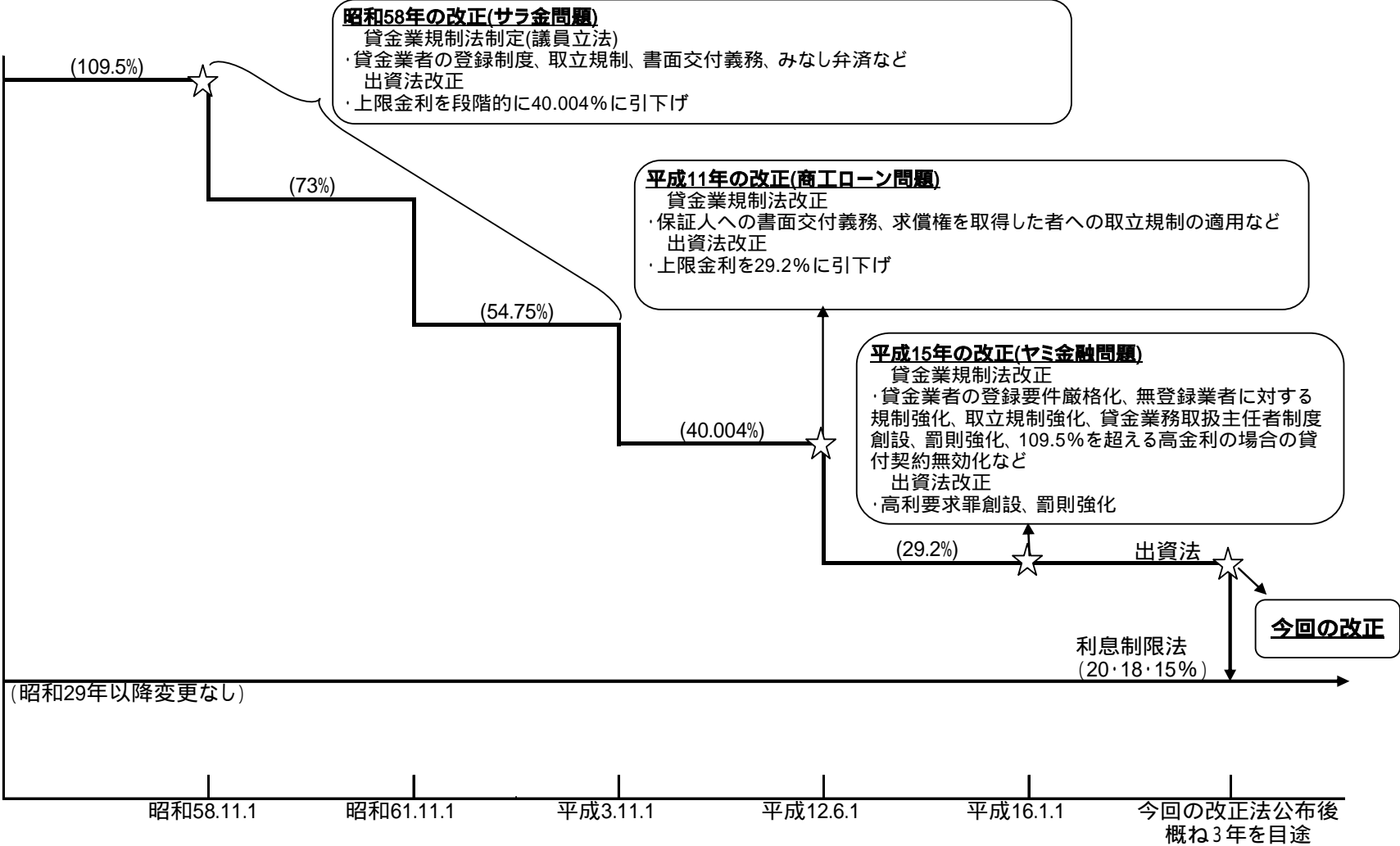
(注) 改正法においては、改正法施行日(改正法公布後1年以内)から2年半以内に上限金利の引下げを行うこととしている。



# 利息制限法の上限金利の推移



# 出資法と利息制限法の上限金利の推移



## 貸金業法43条に関する最近の最高裁判決

### 現行貸金業法43条

貸金業者が業として行う金銭を目的とする消費貸借上の利息（利息制限法（昭和二十九年法律第百号）第三条の規定により利息とみなされるものを含む。）の契約に基づき、**債務者が利息として任意に支払った金銭**の額が、同法第一条第一項に定める利息の制限額を超える場合において、その支払が次の各号に該当するときは、当該超過部分の支払は、同項の規定にかかわらず、**有効な利息の債務の弁済とみなす**。

任意性

- 一 **第十七条**第一項（中略）の規定により第十七条第一項に規定する**書面を交付している場合**又は同条第二項から第四項まで（中略）の規定により第十七条第二項から第四項までに規定するすべての書面を交付している場合におけるその交付をしている者に対する貸付けの契約に基づく支払
- 二 **第十八条**第一項（中略）の規定により第十八条第一項に規定する**書面を交付した場合**における同項の弁済に係る支払

書面要件

### 最近の最高裁判決

最近の最高裁判決において、任意性・書面要件が非常に厳格に解釈されている。（ただし、貸金業法43条の枠組み自体が否定されている、あるいは違法とされているわけではない。）

任意性を厳格に解釈している判決

平成18年1月13日最高裁判決

- ・ **期限の利益喪失特約が付されている場合**、結果的に利息制限法超過金利部分についても支払が事実上強制されることとなるので、特段の事情がない限り、利息制限法の制限利率を超える利息を**任意に支払ったとは言えず**、「みなし弁済」は適用されない。

書面要件を厳格に解釈している判決

平成16年2月20日最高裁判決

- ・ 書面要件を満たすには、書面に所定の事項がすべて記載されている必要があること、弁済時の書面交付は弁済の直後になされる必要がある。

平成17年12月15日最高裁判決

- ・ リボルビング方式の貸付（注：通常、返済期間や返済金額は定められない）についても、契約時に交付すべき書面に返済期間、返済金額等の記載がない場合には、みなし弁済の規定は適用されない（最低返済金額とそれによって計算した返済期間を記載すべき）。

## 貸付上限金利と出資法上限金利の推移

(単位：%)

	富士		アコム		プロミス		アイフル		三洋信販		出資法 上限金利 の引下げ
1982年 (S57年)	41.975	-	47.450	-	47.450	-	65.700	5月	47.450	-	109.500
1983年 (S58年)	↓	-	↓	-	↓	-	54.750	5月		-	73.000
1984年 (S59年)	39.785	9月	39.420	10月	39.500	10月		-		-	
1985年 (S60年)	↓	-	↓	-	↓	-		-		-	(86年11月)
1986年 (S61年)	↓	-	↓	-	↓	-	49.932	11月		-	54.750
1987年 (S62年)	36.500	4月	36.500	4月	36.500	4月	39.931	11月	36.500	3月	↓
1988年 (S63年)	32.850	7月	32.850	4月	32.000	3月	36.427	12月	29.000	3月	
1989年 (H元年)	↓	-	29.200	8月	29.200	9月		-		-	(91年1月)
1990年 (H2年)	29.200	1月		-		-		-		-	
1991年 (H3年)	↓	-	↓	-	↓	-		-		-	40.004
1992年 (H4年)	↓	-	↓	-	↓	-		-		-	↓
1993年 (H5年)	↓	-	↓	-	↓	-		-		-	
1994年 (H6年)	↓	-	↓	-	↓	-		-		-	↓
1995年 (H7年)	↓	-	28.470	6月	25.550	10月	29.200	12月		-	
1996年 (H8年)	27.375	2月	↓	-		-		-		-	↓
1997年 (H9年)	↓	-	27.375	4月		-		-		-	
1998年 (H10年)	↓	-	↓	-	↓	-		-		-	(00年6月)
1999年 (H11年)	↓	-	↓	-	↓	-		-		-	
2000年 (H12年)	↓	-	↓	-	↓	-	28.835	6月		-	29.200
2001年 (H13年)	↓	-	↓	-	↓	-		-		-	↓
2002年 (H14年)	↓	-	↓	-	↓	-		-		-	
2003年 (H15年)	↓	-	↓	-	↓	-		-		-	
2004年 (H16年)	↓	-	↓	-	↓	-		-		-	
2005年 (H17年)	↓	-	↓	-	↓	-		-		-	

(出典：TAPALS白書2005)

(注) 2005年3月期における上記5社の平均金利は23.15%

過剰貸付防止のための新たな仕組み  
～ 新たな多重債務者を発生させない仕組み～

信用情報機関を活用した新たな過剰貸付け規制の仕組み

貸金業者を「指定信用情報機関」に加入させ、個々の借り手毎に全貸金業者からの借入残高が把握できるようにする

- i) 1社50万円超  
又は
- ii) 全業者で合計100万円超  
(個人向け貸付)

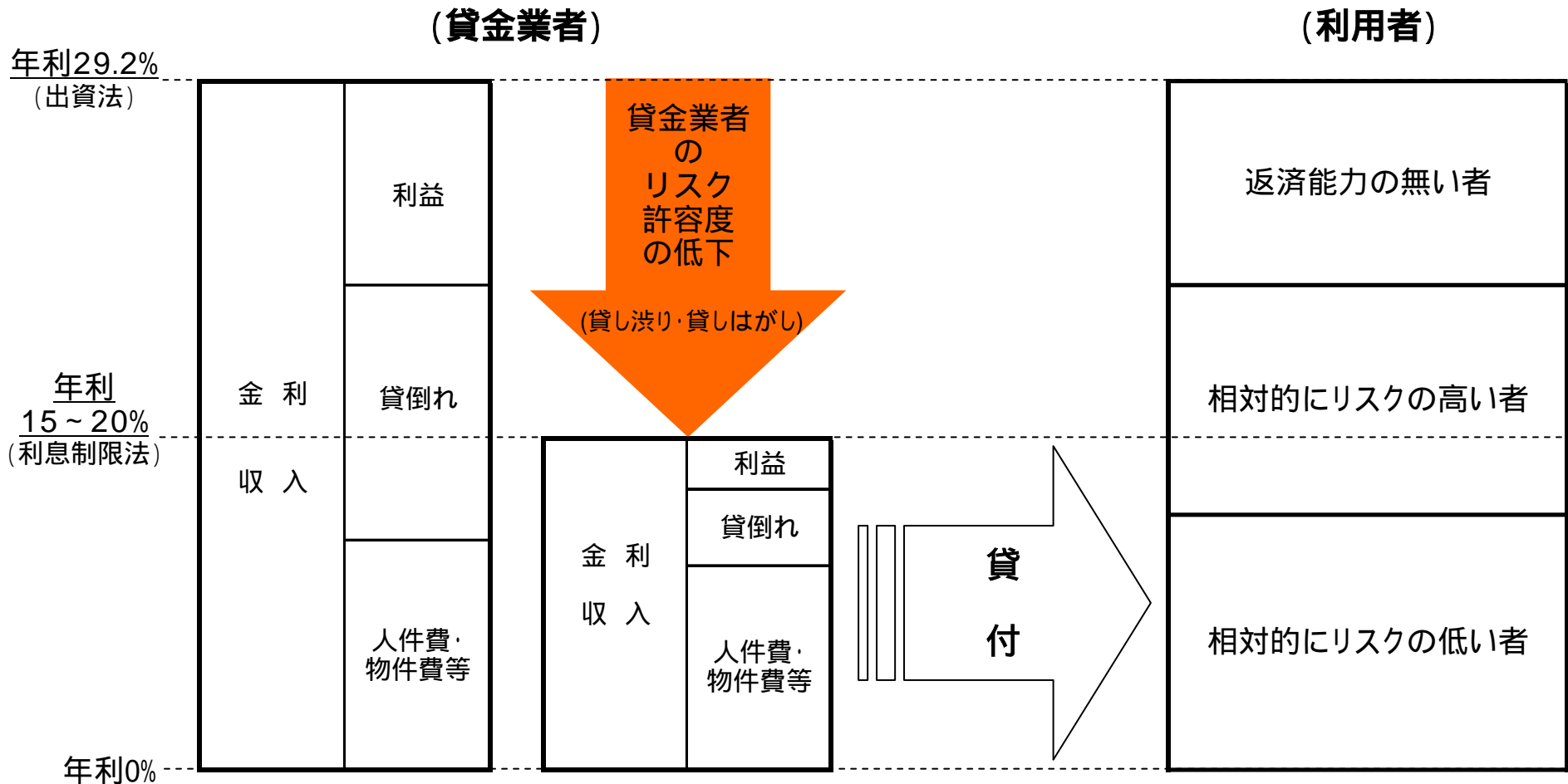
年収等の資料をチェック

全業者合計の  
債務残高が  
年収の1/3  
を超える場合  
原則、貸付禁止

3分の1を超えても、借り手の返済能力が定型的に認められ、健全な資金ニーズと認められる場合には、例外的に借入れを認める  
(具体的内容は、借入れ実態を踏まえて、多重債務発生防止の趣旨を損なわない前提で検討)

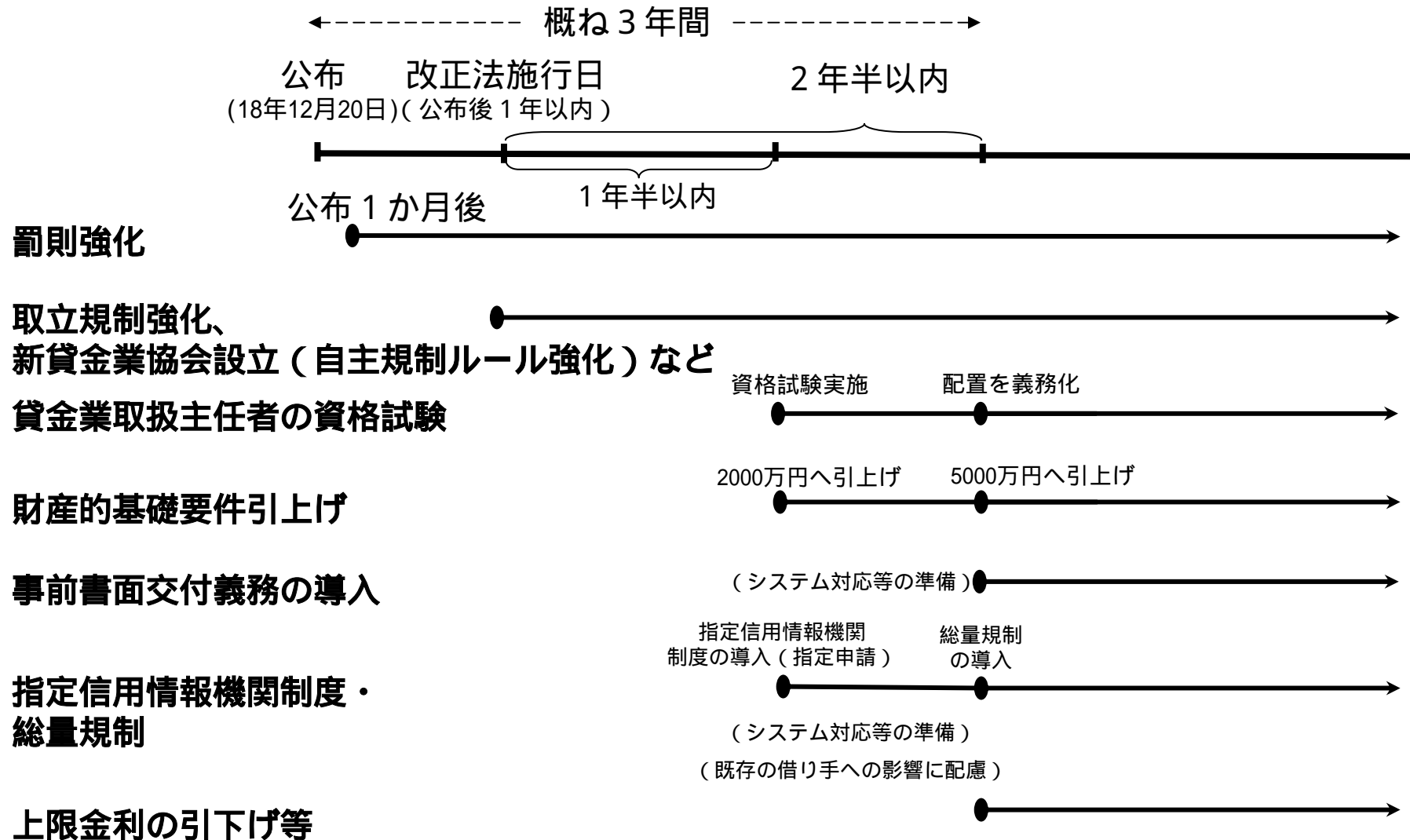
リボルビング契約の最低返済額等について自主規制ルールを制定させる  
(金融庁が認可)

# 上限金利引下げによる借り手への影響



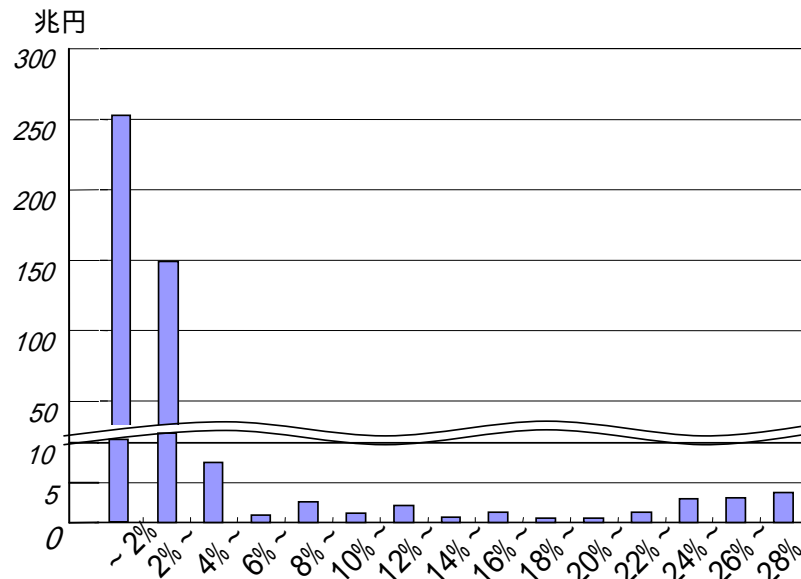
現在貸金業者を利用している方々が急に返済を迫られ（貸し渋り・貸しはがし）、生活や事業に悪影響が出るような事態を招かないようにすることが必要。  
**経過措置**

# 施行スケジュール



## 今回の改正を通じた実勢金利の適正化

我が国では、銀行等が数%という低金利で主に事業向け貸出しや住宅ローンを行う一方、貸金業者は主に消費者向けに20%超という高金利で貸出を行っている（「ふたこぶラクダ」の状態）



上限金利の引下げ（29.2% → 15～20%）に加え、総量規制の導入により、貸金業者が借り手のリスクを精緻に判断できるように健全な競争による、借り手のリスクに応じた適切な金利の設定を期待



## 今回の改正法における「政府の責務」と「検討」の規定

政府をあげて、 ~ その他の多重債務者対策を推進することとされている。

附 則

(政府の責務)

第六十六条 政府は、多重債務問題（貸金業を営む者による貸付けに起因して、多数の資金需要者等が重疊的又は累積的な債務を負うことにより、その営む社会的経済的生活に著しい支障が生じている状況をめぐる国民生活上及び国民経済の運営上の諸問題をいう。以下同じ。）の解決の重要性にかんがみ、関係省庁相互間の連携を強化することにより、資金需要者等が借入れ又は返済に関する相談又は助言その他の支援を受けることができる体制の整備、資金需要者への資金の融通を図るための仕組みの充実、違法な貸金業を営む者に対する取締りの強化、貸金業者に対する処分その他の監督の状況の検証、この法律による改正後の規定の施行状況の検証その他多重債務問題の解決に資する施策を総合的かつ効果的に推進するよう努めなければならない。

今回の改正内容の影響の大きさ等にかんがみて、見直し規定が置かれている。

附 則

(検討)

第六十七条 政府は、貸金業制度の在り方について、この法律の施行後二年六月以内に、この法律による改正後の規定の実施状況、貸金業者の実態等を勘案し、第四条の規定による改正後の規定を円滑に実施するために講ずべき施策の必要性の有無について検討を加え、その検討の結果に応じて所要の見直しを行うものとする。

2 政府は、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律及び利息制限法に基づく金利の規制の在り方について、この法律の施行後二年六月以内に、資金需給の状況その他の経済金融情勢、貸付けの利率の設定の状況その他貸金業者の業務の実態等を勘案し、第五条及び第七条の規定による改正後の規定を円滑に実施するために講ずべき施策の必要性の有無について検討を加え、その検討の結果に応じて所要の見直しを行うものとする。

3 政府は、この法律の施行後二年六月を経過した後適当な時期において、この法律による改正後の規定の実施状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に応じて所要の見直しを行うものとする。

(平成18年11月29日)

貸金業の規制等に関する法律等の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、次の事項について、十分配慮すべきである。

- 一 上限金利引下げを始めとする改正法の可及的速やかな施行に努めるとともに、カウンセリング体制やセーフティネット貸付の充実、ヤミ金融への取締強化、登録業者への監督強化、金融経済教育の充実など、多重債務問題の解決に向けた対策に政府を挙げて取り組むため、内閣官房に多重債務者対策本部を早期に設置し、関係省庁が連携して、官民一体となった取り組みを推進すること。
- 一 各地方自治体に対し、多重債務者に対する相談窓口を設置して適切な助言を行い、カウンセリング機関とのネットワークを構築して、必要な紹介を行うなど、多重債務を抱える住民に対する支援体制を整備するよう、要請を行うこと。また、事前予防型カウンセリングと債務整理型事後カウンセリングを共に強化し、資金需要者が適切なタイミングでカウンセリングを速やかに受けられるよう体制の充実と周知を図ること。そのため、日本司法支援センター（法テラス）、財団法人日本クレジットカウンセリング協会等について、弁護士会等に必要な協力を要請しつつ、体制及び相互連携の強化を図ること。
- 一 無登録・高金利等のヤミ金融被害が増えることのないよう、違法業者の摘発のための体制を整備・拡充し、関係法令に基づく徹底した取締りを行うこと。また、違法業者に関する情報を広く一般から効果的に収集するための手法や、貸金業者・貸金業協会が行政当局に協力する仕組みの導入に努めること。さらに将来的には、法令違反によって得た利益を剥奪できる制度等について検討を進めること。
- 一 登録業者の監督についても、より効果的に行うための方策を検討しつつ強化を図ること。また、貸金業者の海外進出状況や進出先での活動状況については、海外の関係当局とも情報交換しつつ、その実態把握に努めること。
- 一 若年者による健全な実需に基づかない不要不急の借入れなど、無人契約機の安易な利用が多重債務問題の一因となっているとの指摘も踏まえ、十分な実態調査の上、安易な借入れを抑制する仕組みを検討すること。また、郊外における遊技施設等に隣接し、各社が集積させている設置方法などについて、貸金業協会による適切な自主規制が行われるよう配慮すること。

- － 安易な借入を抑制するため、テレビ・コマーシャルの放映時間帯、放映回数、及び誇大な看板など広告の方法や内容、頻度について、貸金業協会による適切な自主規制が行われるよう配慮すること。
- － 成人後の多重債務化を極力抑制するため、金融経済教育をカリキュラムに組み込むなど、学校段階から家計管理や債務管理についての啓発活動を実施すること。その際、教材等の適切さについては、十分な注意を払うこと。
- － 資金需要者に対する公的支援制度等のセーフティネットの拡充・強化については、貸し渋り等による影響を緩和し、ヤミ金融への流出を防止する観点から、地方自治体や関係団体とも協力しつつ、特段の努力を払うこと。
- － 総量規制など、今回導入する新たな規制の実効性を確保するため、資金需要者の所得確認、借入状況確認、本人確認等の適切な与信審査が行われるよう、指導監督を徹底すること。
- － 市民活動を支える新たな金融システムを構築する観点から、法施行後二年六月以内に行われる見直しに当たり、非営利で低利の貸付けを行う法人の参入と存続が可能となるよう、法律本則に明記することなど、必要な見直しを行う。
- － 今回の改正後の多重債務問題の状況も見極めつつ、全ての消費者信用の利用者の保護を徹底するため、貸金業者以外の信販や銀行等も含めた消費者信用全体の体制のあり方等について、検討を進めること。

貸金業の規制等に関する法律等の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、次の事項について、十分配慮すべきである。

- 一 上限金利引下げを始めとする改正法の可及的速やかな施行に努めるとともに、カウンセリング体制やセーフティネット貸付の充実、ヤミ金融への取締強化、登録業者への監督強化、金融経済教育の充実など、多重債務問題の解決に向けた対策に政府を挙げて取り組むため、内閣官房に多重債務者対策本部を早期に設置し、関係省庁が連携して、官民一体となった取組を推進すること。
- 一 多重債務者に対する相談窓口を設置して適切な助言を行い、また、カウンセリング機関とのネットワークを構築して、必要な紹介を行うなど、多重債務を抱える住民に対する支援体制を整備するよう、各地方自治体に対し、要請を行うこと。また、事前予防型カウンセリングと債務整理型事後カウンセリングを共に強化し、資金需要者が適切なタイミングでカウンセリングを速やかに受けられるよう体制の充実と周知を図ること。そのため、日本司法支援センター（法テラス）、財団法人日本クレジットカウンセリング協会等について、弁護士会・司法書士会に必要な協力を要請しつつ、体制及び相互連携の強化を図ること。
- 一 利息制限法の上限金利を超える金利に関する過払い金の返還が多重債務問題の解決に果たす役割にかんがみ、過払い金の返還が適切に債務者に行われるようにし、また、過払い金の支払総額を適切に債務者に通知するなどして、債務者の生活再建に資するよう、取組を進めること。
- 一 利息制限法を超過した金銭の貸付けにおける、担保としての手形・小切手の取得に関する実態把握に努め、適切な対応策を検討すること。

- 一 無登録・高金利等のヤミ金融被害が増えることのないよう、違法業者の摘発のための体制を整備・拡充し、関係法令に基づく徹底した取締りを行うこと。また、違法業者に関する情報を広く一般から効果的に収集するための手法や、貸金業者・貸金業協会が行政当局に協力する仕組みの導入に努めること。さらに将来的には、法令違反によって得た利益を剥奪できる制度等について検討を進めること。
- 一 登録業者の監督について、より効果的に行うための方策を検討しつつ強化を図ること。また、貸金業者の海外進出状況や進出先での活動状況については、海外の関係当局とも情報交換しつつ、その実態把握に努めること。さらに、日賦貸金業者の特例金利が廃止されるまでの間、制度の潜脱を防ぐために、監督上特段の注意を払うこと。
- 一 若年者による健全な実需に基づかない不要不急の借入れなど、無人契約機の安易な利用が多重債務問題の一因となっているとの指摘も踏まえ、十分な実態調査の上、安易な借入れを抑制する仕組みを検討すること。また、郊外における遊技施設等に隣接し、各社が集積させている設置方法などについて、貸金業協会による適切な自主規制が行われるよう配慮すること。
- 一 指定信用情報機関への情報提供やその信用情報の管理・利用に際しては、個人情報保護法の遵守等により、債務者のプライバシー保護に欠けることのないよう努めること。
- 一 安易な借入れを抑制するため、テレビ・コマーシャルの放映時間帯や放映回数、誇大な看板など広告の方法・内容や頻度について、貸金業協会による適切な自主規制が行われるよう配慮すること。
- 一 多重債務者の増加を極力抑制するため、可及的速やかに金融経済教育を学校教育のカリキュラムなどに組み込むこと。その際、弁護士会や司法書士会に必要な協力を要請し、学校段階から家計管理や債務管理についての啓発活動を実施すること。なお、教材等の適切さについては、十分な注意を払うこと。

- 一 上限金利引下げや総量規制等の今回の措置及び貸金業者の多額の過払い金の発生が、経済社会に与える影響を注視し、適切に対処すること。
- 一 いわゆる商工ローン業者については、主債務者が無資力にもかかわらず、保証人からの回収を前提とするような過剰な貸付けが行われないよう、貸金業協会による適切な自主規制への取組に配慮すること。また、保証料等の対価を得ることのない保証人に関しては、無償であり危険のみ負担するというその性格にかんがみれば、合理性を欠くものと考える余地もあることも含めて、個人保証の合理性などについても検証すること。
- 一 資金需要者に対する公的支援制度等のセーフティネットの拡充・強化については、貸し渋り等による影響を緩和し、ヤミ金融への流出を防止する観点から、地方自治体や関係団体とも協力しつつ、特段の努力を払うこと。
- 一 総量規制など、今回導入する新たな規制の実効性を確保するため、資金需要者の所得確認、借入状況確認、本人確認等の適切な与信審査が行われるよう、指導監督を徹底すること。
- 一 市民活動を支える新たな金融システムを構築する観点から、法施行後二年六月以内に行われる見直しに当たり、非営利で低利の貸付けを行う法人の参入と存続が可能となるよう、法律本則に明記することなど、必要な見直しを行うこと。
- 一 今回の改正後の多重債務問題の状況も見極めつつ、全ての消費者信用の利用者の保護を徹底するため、貸金業者以外の信販や銀行等も含めた消費者信用全体の体制の在り方等について、検討を進めること。
- 一 金融庁による検査・監督の実施に関する情報が社会及び金融資本市場に与える影響にかんがみ、立入検査の実施時期、行政処分の内容等に関して、その情報管理を徹底すること。

## 2 . 多重債務者対策について

## 多重債務者対策本部有識者会議の設置について

平成18年12月26日  
多重債務者対策本部長決定

- 1 多重債務者対策について、専門的な知見と行政の立場を超えた幅広い視野が求められることから、その基本的な方針について議論するため、多重債務者対策本部に、多重債務者対策本部有識者会議（以下「有識者会議」という。）を置く。
- 2 有識者会議の構成員は、以下のとおりとする。ただし、座長は、必要があると認めるときは、構成員を追加し、または関係者に出席を求めることができる。

池尾和人	慶應義塾大学経済学部教授
宇都宮健児	弁護士
翁百合	(株)日本総合研究所理事
草野満代	フリーキャスター
佐藤英彦	警察共済組合理事長
須田慎一郎	ジャーナリスト
高橋伸子	生活経済ジャーナリスト
橋木俊詔	京都大学大学院経済学研究科教授
田中直毅	21世紀政策研究所理事長
野村修也	中央大学法科大学院教授
本多良男	全国クレジット・サラ金被害者連絡協議会事務局長
松田昇	弁護士、前預金保険機構理事長
山出保	全国市長会会長(金沢市長)
吉野直行	慶應義塾大学経済学部教授

- 3 有識者会議の座長は、構成員の互選による。
- 4 有識者会議の庶務は、関係行政機関の協力を得て、内閣官房との連携の下に金融庁において処理する。



## 多重債務者対策本部の設置について

平成18年12月22日  
閣議決定

- 1 多重債務者対策の円滑かつ効果的な推進を図るため、内閣に多重債務者対策本部（以下「本部」という。）を設置する。
- 2 本部の構成員は、次のとおりとする。ただし、本部長は、必要があると認めるときは、構成員を追加し、または関係者に出席を求めることができる。

本部長	内閣府特命担当大臣(金融)
本部長	内閣府特命担当大臣(国民生活政策)、国家公安委員会委員長、 総務大臣、法務大臣、財務大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣、 経済産業大臣
- 3 本部に幹事を置くことができる。幹事は、関係行政機関の職員で本部長の指定した官職にある者とする。
- 4 本部の庶務は、金融庁等関係行政機関の協力を得て、内閣官房において処理する。
- 5 本部長は、必要に応じ、有識者の参集とその意見の開陳を求めることができる。
- 6 前各項に定めるもののほか、本部の運営に関する事項その他必要な事項は、本部長が定める。

多重債務者対策本部 幹事名簿

議長：内閣官房副長官補

副議長：金融庁総務企画局長

構成員：内閣府国民生活局長

警察庁生活安全局長

警察庁刑事局組織犯罪対策部長

金融庁監督局長

総務省大臣官房総括審議官

法務省大臣官房司法法制部長

法務省民事局長

法務省刑事局長

財務省大臣官房総括審議官

文部科学省生涯学習政策局長

厚生労働省社会・援護局長

経済産業省商務流通審議官

経済産業省中小企業庁長官

## 検討課題と進め方

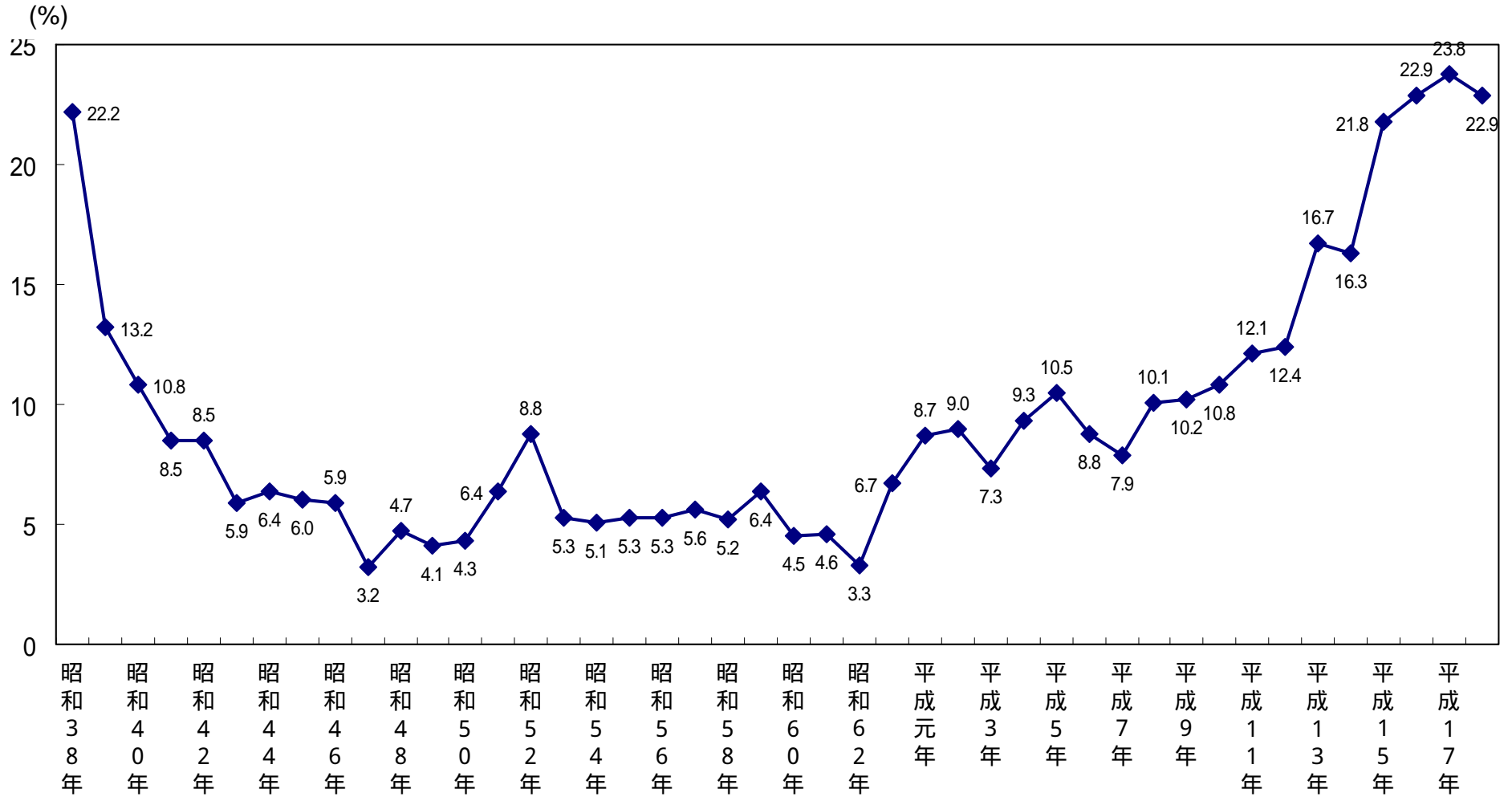
### 1. 検討課題

- (1) カウンセリング体制の充実
- (2) セーフティネットの充実
- (3) 金融経済教育の強化
- (4) ヤミ金融の徹底した取締りを含む執行体制の強化
- (5) 改正法の円滑な施行 等

### 2. 進め方

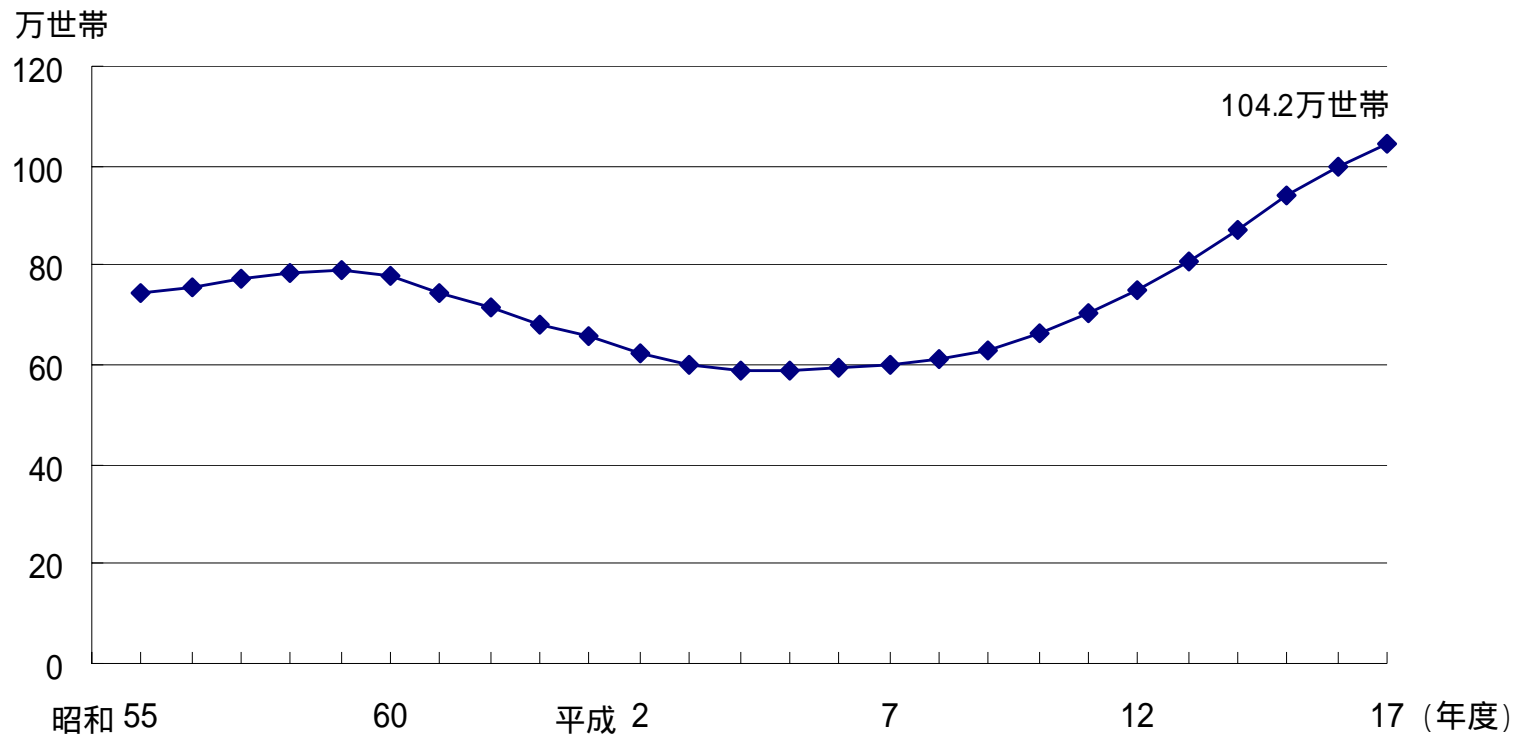
来年1月以降、有識者会議において多重債務問題を解決するための基本方針等について議論し、その議論を踏まえ、来春を目的に「多重債務問題改善プログラム(仮称)」を本部において策定し、政府及び関係者が一体となって実行する。

## 貯蓄の非保有世帯の割合の推移



データ出典：金融広報中央委員会「家計の金融資産に関する世論調査」

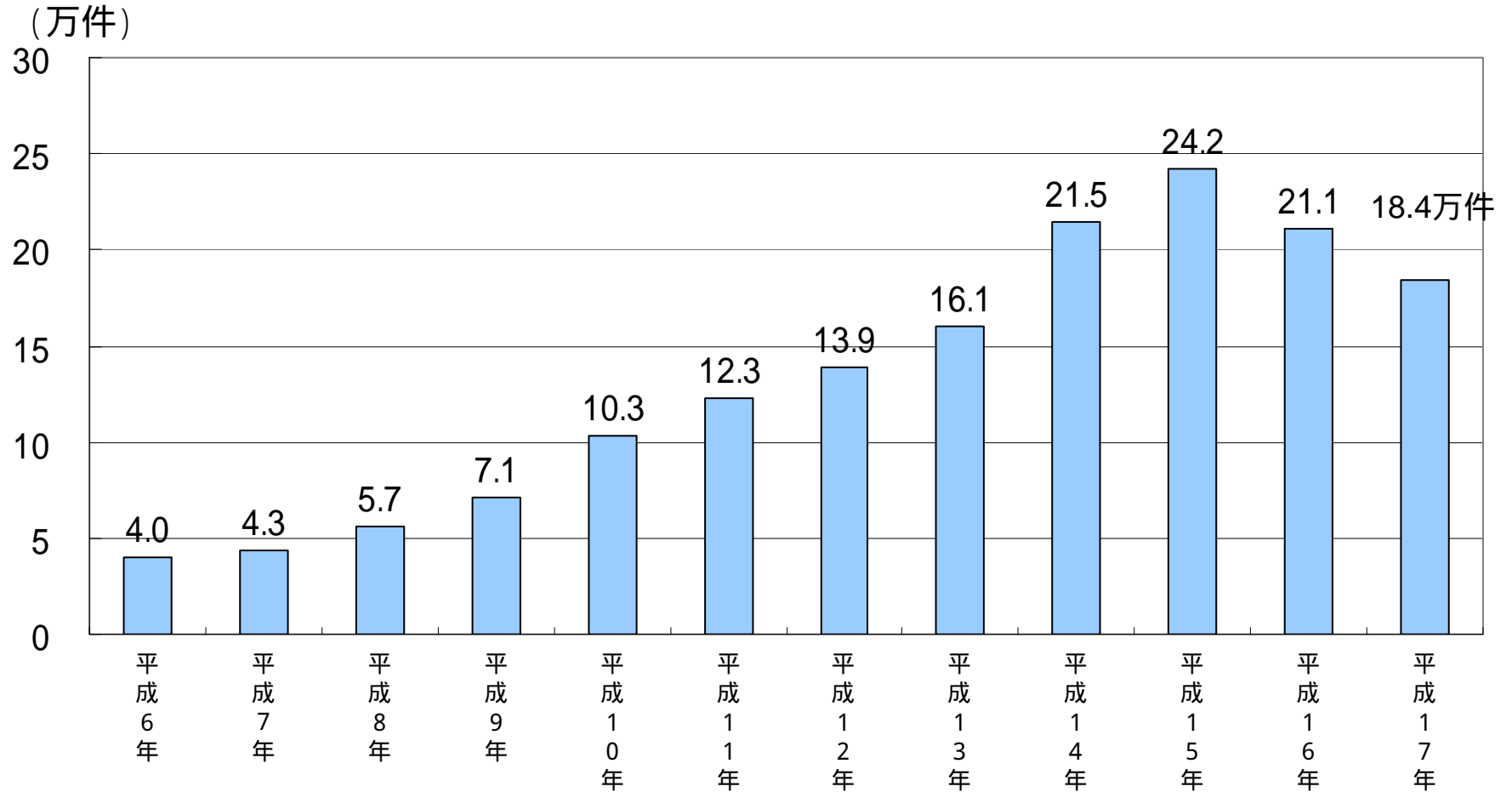
# 生活保護受給世帯数の推移



(注) 当該年度における1ヶ月平均の被保護世帯数。保護停止中の世帯も含む。

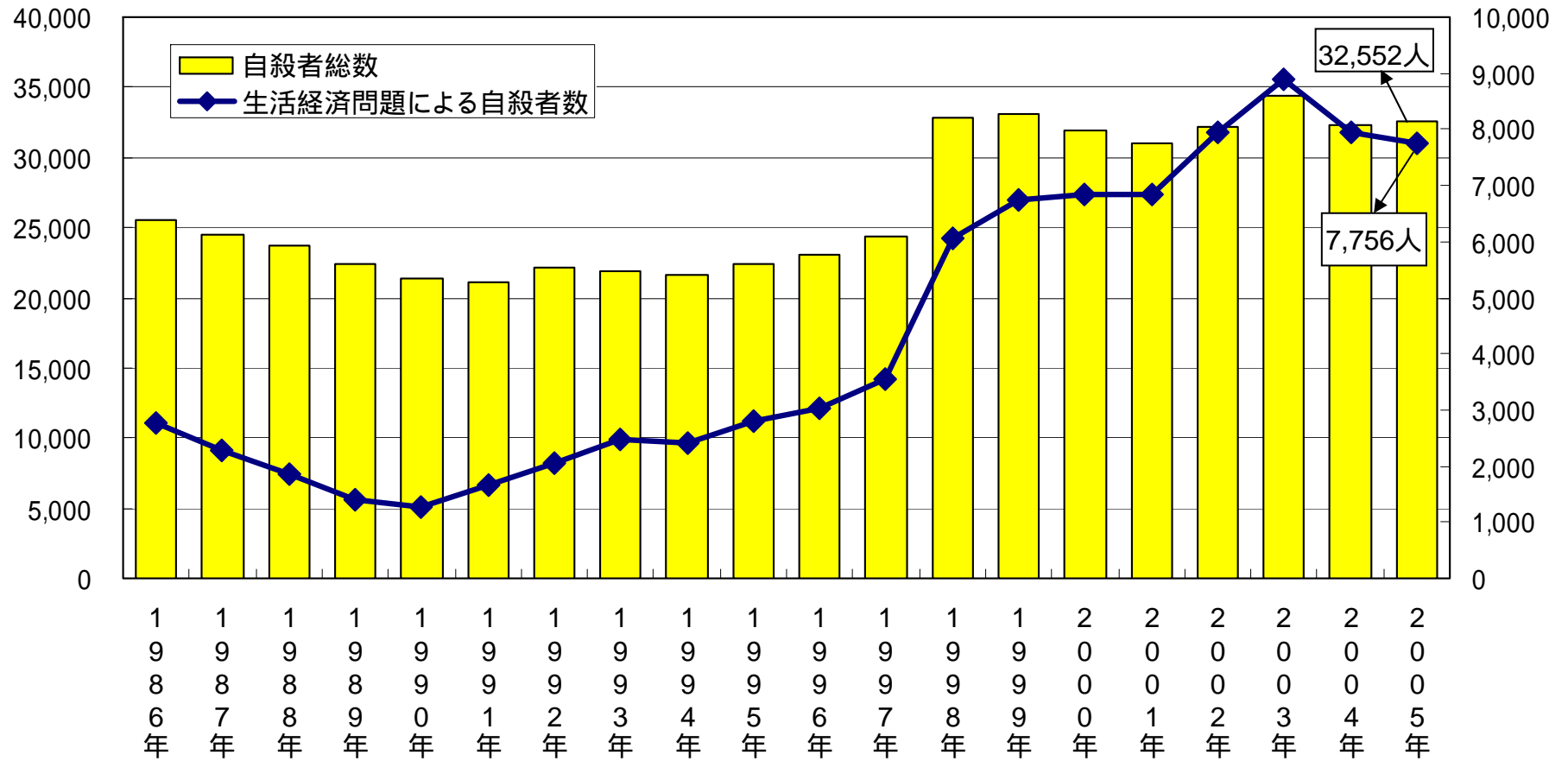
データ出典：厚生労働省「社会福祉行政業務報告」

## 自己破産件数の推移



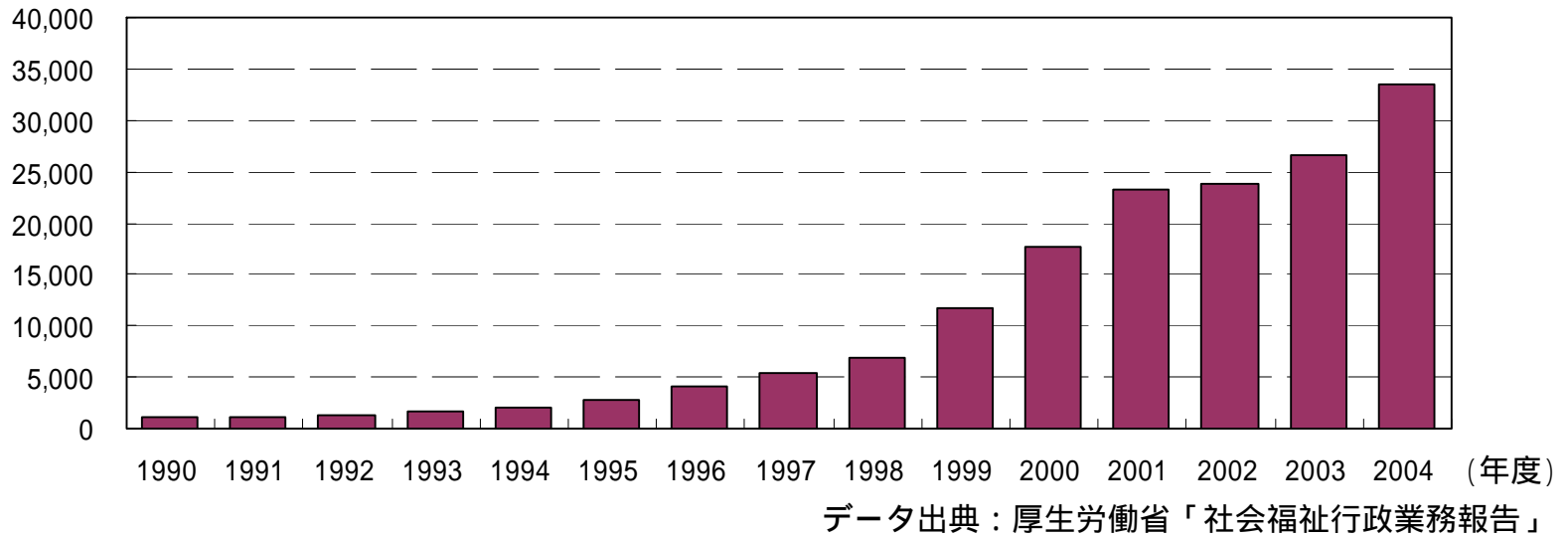
データ出典：最高裁判所「司法統計」

## 自殺者総数と生活経済問題による自殺者数の推移



データ出典：警察庁「平成17年中における自殺の概要資料」

## 全国の児童相談所が対応した児童虐待の相談件数



### (参考) 虐待が行われた家庭の状況(複数回答)

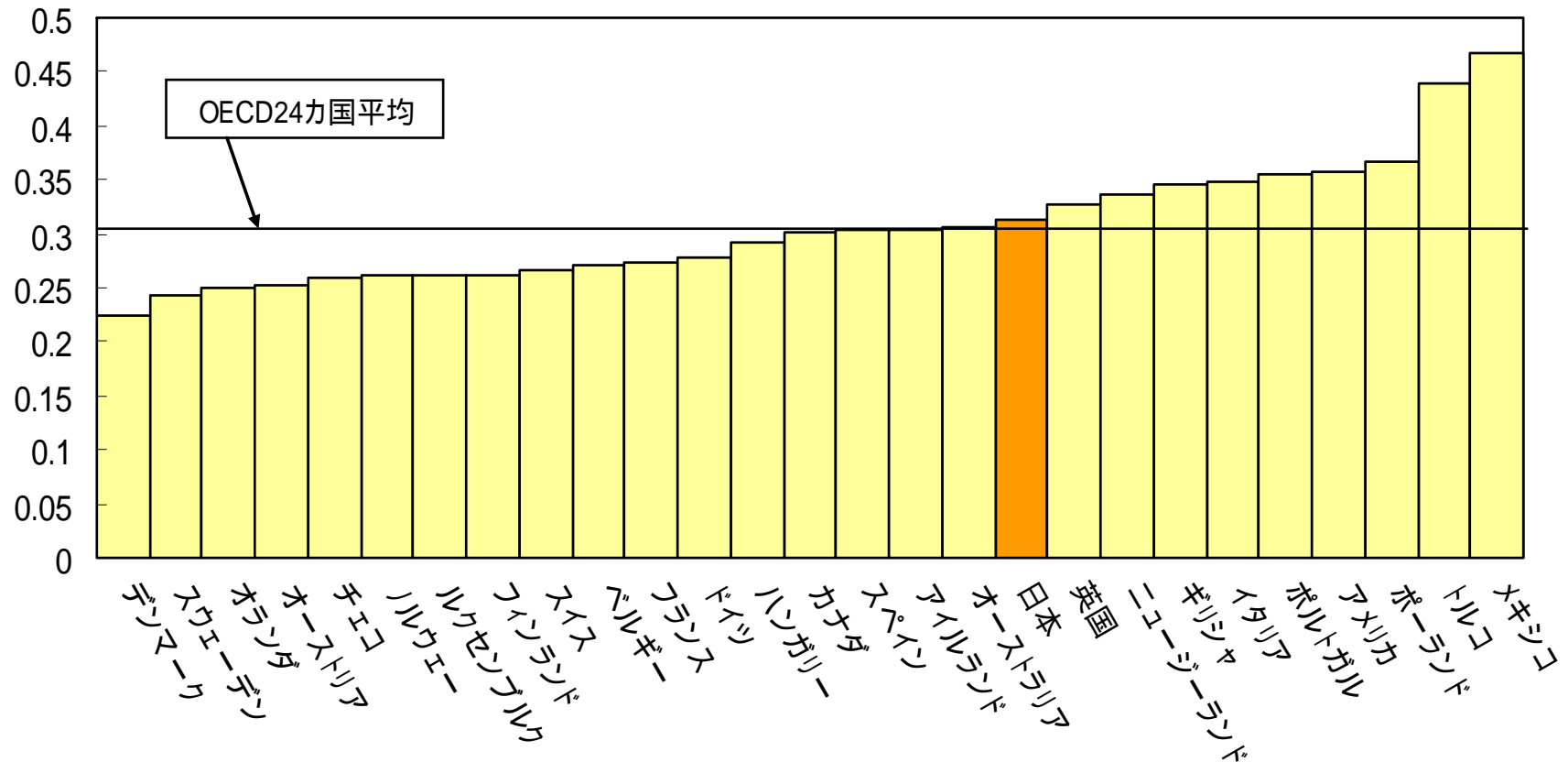
家庭の状況		あわせて見られる他の状況上位3つ		
1	ひとり親家庭 (460件、31.8%)	1 経済的困難	2 孤立	3 就労の不安定
2	経済的困難 (446件、30.8%)	1 ひとり親家庭	2 孤立	3 就労の不安定
3	孤立 (341件、23.6%)	1 経済的困難	2 ひとり親家庭	3 就労の不安定
4	夫婦間不和 (295件、20.4%)	1 経済的困難	2 孤立	3 育児疲れ
5	育児疲れ (261件、18.0%)	1 経済的困難	2 ひとり親家庭	3 孤立

データ出典：東京都福祉保健局「児童虐待の実態」



# ジニ係数の国際比較

ジニ係数は所得等の不平等度を表すのに使われ、値が0に近いほど格差が少ない状態で、1に近いほど格差が大きい状態であることを意味する。



(備考) 数値は2000年の値。ただし、オーストラリア、オーストリア、ギリシャは1999年、ドイツ、ルクセンブルク、ニュージーランド、スイスは2001年、チェコ、メキシコ、トルコは2002年、ベルギー、スペインは1995年の値

## 債務者へのカウンセリング体制の整備について

### < 多重債務問題が深刻化している現状 >

消費者金融利用者は少なくとも約1,400万人。5件以上の利用者は約230万人。

個々の借り手の債務整理・生活再建に向けたカウンセリングは、多重債務問題の解決に非常に有効だが、現状では、多重債務者に必要なカウンセリングサービスが行きわたっていない。

#### 日本司法支援センター（法テラス）

- ・ 相談窓口の紹介
- ・ 資力の乏しい者に対する法律相談援助を実施
- ・ 支部は全国に50箇所

約4.9万件

（弁護士等への多重債務関係の法律相談援助。全8.9万件中。  
（H17年度（（財）法律扶助協会））

#### 弁護士会・法律相談センター

- ・ 全国に301箇所
- ・ 52弁護士会中、22会で多重債務相談を無料で実施

約4.7万件

（弁護士会への多重債務関係の法律相談。全15.8万件中。（H16年度））

#### 司法書士会・総合相談センター

- ・ 全国に124箇所
- ・ ほとんどのセンターは無料で相談可能

約0.8万件

（司法書士会への多重債務関係の法律相談。全1.9万件中。  
（H17年度中9ヶ月間の集計結果）

#### 地方自治体の消費生活センター

- ・ 全国に532箇所

約6.3万件

（多重債務関係の一般的な相談受付。全130万件中。（H17年度））

#### (財)日本クレジットカウンセリング協会

- ・ 債務整理と家計管理指導を組み合わせた無料カウンセリングを提供
- ・ 銀行、貸金業界等からの拠出が財源  
（貸金業界・クレジット業界各9600万円、銀行業界3600万円 合計2.3億円）
- ・ センターは東京、名古屋、福岡の3箇所のみ  
弁護士35人 + 消費生活アドバイザー22人

約1,400件

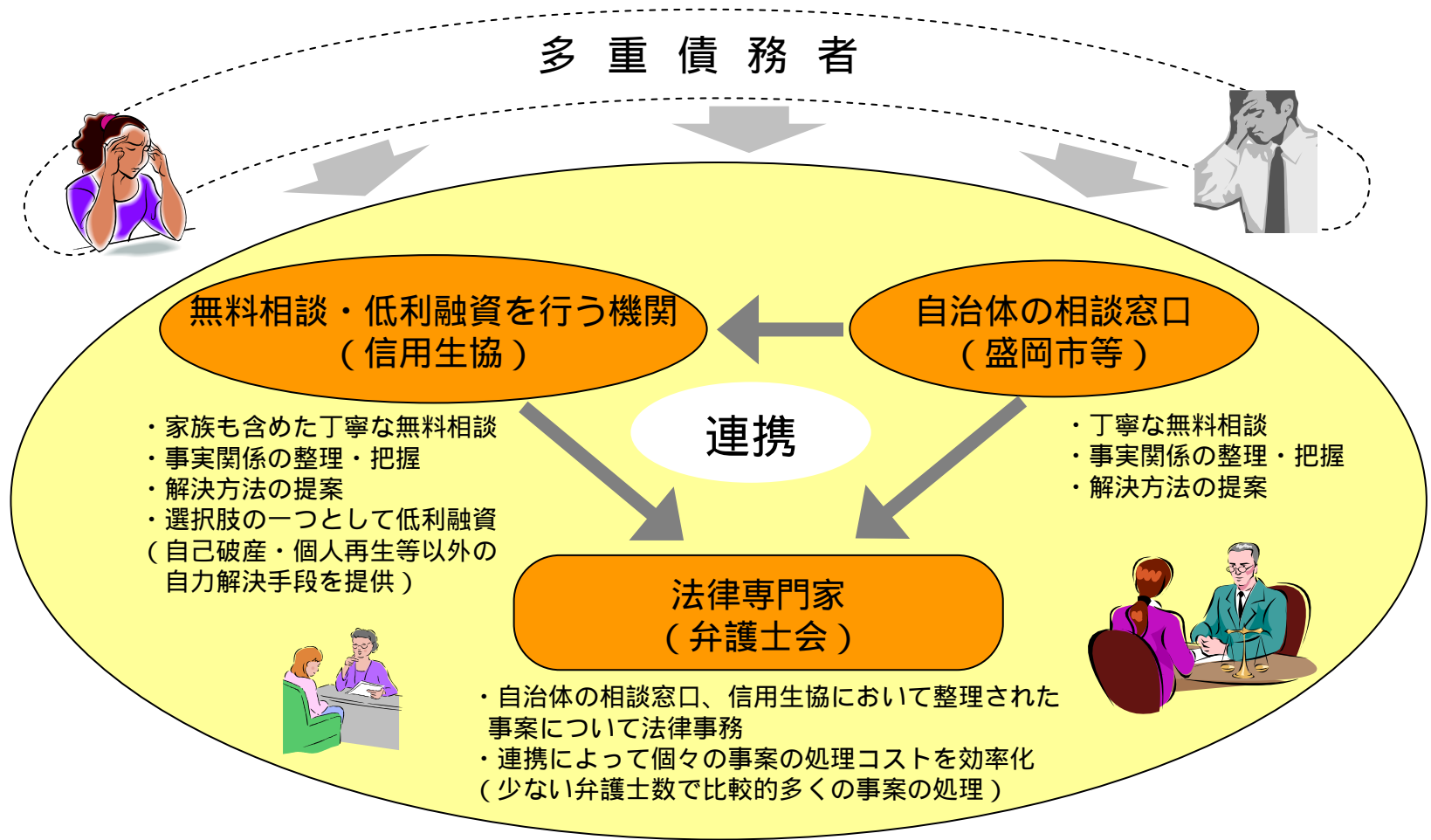
（新規面談カウンセリング件数（H17年度））

200万人以上に  
行きわたっていない状態

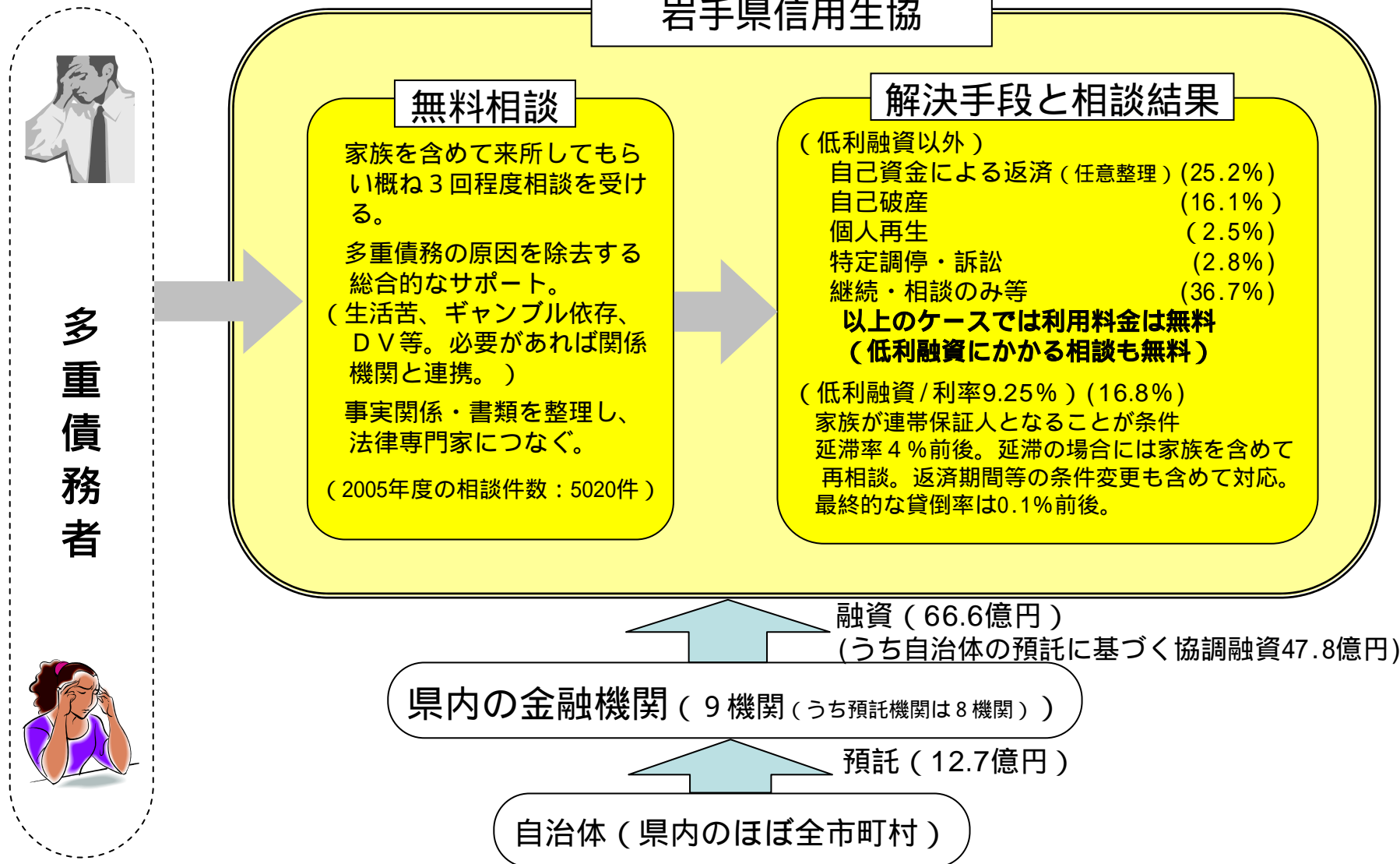
関係機関（関係省庁・地方自治体・各カウンセリング機関等）をあげて、  
カウンセリング体制の充実・強化に早急に取り組む必要。  
（既存のカウンセリング機関の拡充 + 関係機関の間のネットワーク構築）

# 岩手における多重債務問題への取組み

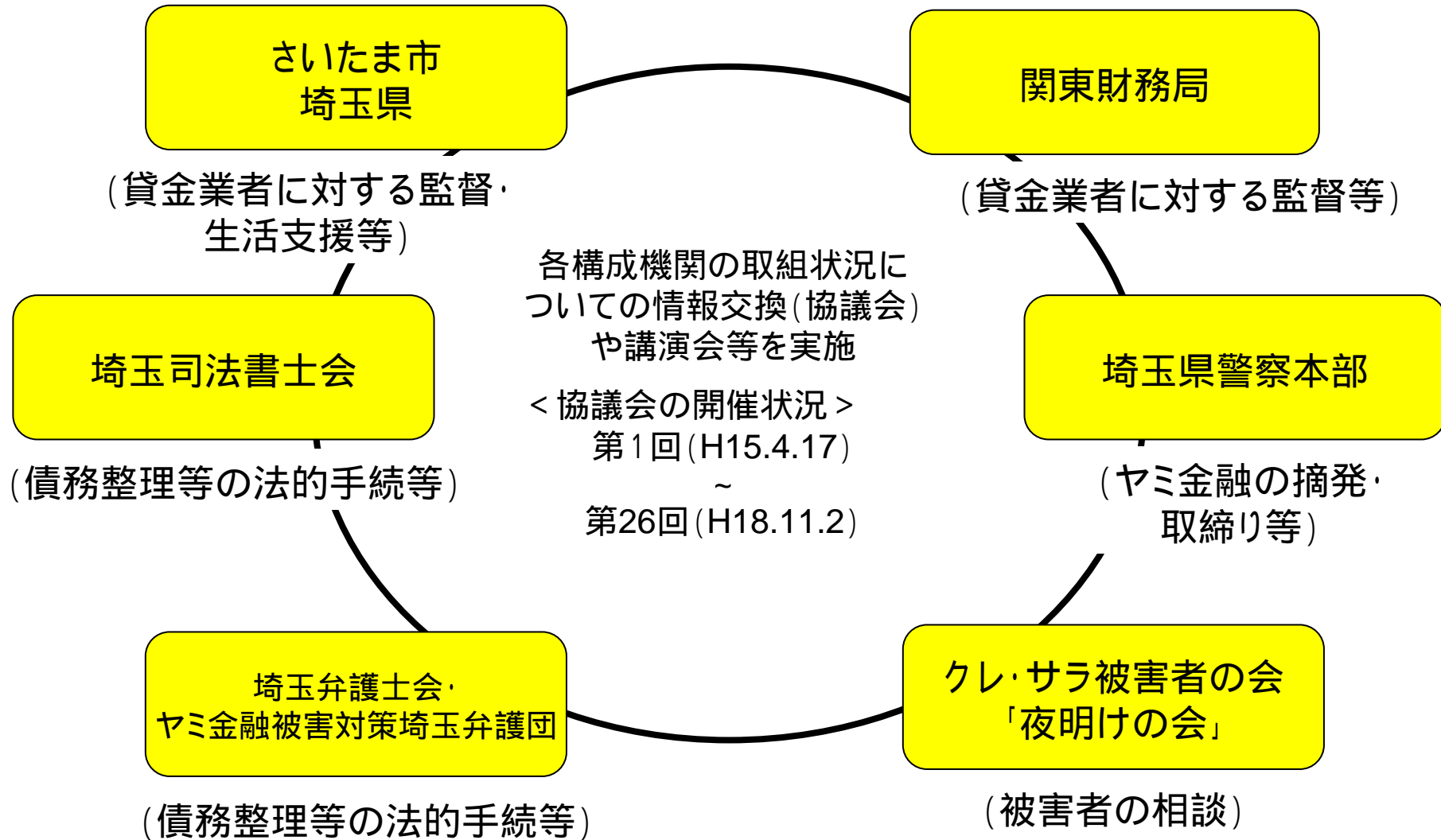
岩手県内においては、多重債務者からの相談に対して、関係機関・関係者が連携した対応体制が構築されている。



# 岩手県信用生協における無料相談・低利融資の仕組み



# 埼玉県ヤミ金融対策協議会における取組み



参議院財政金融委員会地方公聴会を実施(平成18年12月8日)

# グラミン銀行について

## ・事業目的資金の貸付け

年利20%、初回貸付額75ドル程度(96年当時。現在非公表)

## ・定期的に訪問とアドバイスの提供

グラミン銀行

基本貸付制度の貸付残高  
4.4億ドル

利用者

(農村の貧困層)

## ・借入金の返済

週に元本の2%程度

## ・出資・預金の預入

資金調達の約80%は預金

新規借入を受けるには、グラ  
ミン銀行株を2ドル程度購  
入する必要。約94%のグラ  
ミン銀行株は借り手が保有。

- ・利用者は5人のサポートグループを形成。相互に借入に関する提案を承認し、グループ員は他のグループ員の債務に責任を負う。

〔他のグループ員の返済が滞ると借入れができない。〕

- ・利用者の約97%は女性
- ・貸倒率 1.2%

〔返済が滞って2年が経過したものを貸倒として計算。〕

- ・順調に返済を繰り返すと融資額が増加される。

### 【その他の貸付制度】

- ・住宅ローン 年利8%
  - ・学費ローン 年利5%
  - ・物乞いへのローン 無利息
- (合計貸付残高0.4億ドル)

## 消費者向け・事業者向けの主な公的セーフティネット

### 消費者向け

#### 生活保護

- ・国が実施
  - ・**国が3/4、地方自治体が1/4負担**
  - ・総給付額**2.5兆円**、対象者142万人(16年度)
  - ・資産、能力等全てを活用した上でなお生活に困窮する者が対象
- 生活扶助の例として、標準3人世帯で月額167,170円と月収の差額を支給**  
(消費者金融利用者の8割は月収167,000円超(年収200万円超))

#### 生活福祉資金貸付制度(緊急小口貸付)

- ・各都道府県の社会福祉協議会が実施
- ・**国が2/3、地方自治体が1/3負担**
- ・**0.8億円**、1,500件(17年度新規貸付)、**4.0億円**、4,500件(16年度新規貸付)
- ・低所得世帯で、緊急的かつ一時的に生計の維持が困難となった者
- ・1件の貸付が5万円以内(年利3%) 4月より**10万円に引上げ予定**

#### 母子寡婦福祉貸付金制度

- (修学資金、生活資金等の貸付)
- ・地方自治体を実施
- ・**国が2/3、地方自治体が1/3負担**
- ・**250億円**、5万5千件(17年度末貸付残高)
- ・母子家庭又は寡婦等が対象
- ・目的に応じて借入額に上限あり(例:生活資金であれば月額10~14万円、原則として年利3%)

#### 自治体提携社会福祉資金貸付制度(失業者融資等)

- ・労働金庫が実施
- ・労働金庫の資金が財源だが、**各都道府県等が一定の補助**
- ・**63億円**、1万件(18年4月現在貸付残高、関東地方のみ、生活資金用貸付のみ)
- ・勤務先企業のリストラにより失業した者 等
- ・貸付条件は地域ごとに異なるが、例えば上限200万円、年利1.9%

等

### 事業者向け

#### セーフティネット貸付(経営環境変化対応資金、

- 金融環境変化対応資金、取引企業倒産対応資金)
- ・**5.6兆円**(17年度末貸付残高)、国民生活金融公庫(1.6兆円)、中小企業金融公庫(2.1兆円)、商工中金(1.9兆円)が実施
  - ・用途に応じて借入額に上限(例:普通貸付と合わせて4,800万円)、基準利率は2.35~2.5%程度
  - ・**社会的・経済的環境の変化等の外的要因による一時的な経営難に対応するものであり、事業の見通し等一定の要件が求められる。**

#### 再チャレンジ支援策(4月~)

- ・事業撤退が遅れ、多額の債務を抱え、再起業が困難となる状況を防止するため、早期の事業撤退を促し、再挑戦を支援する窓口を設置
- ・また、**事業再生支援融資制度**を拡充し、再生計画認可前から融資を受けられるようにするほか、**再チャレンジ支援融資制度**を創設、過去の債務の返済資金にも適切に対応する等再挑戦者を支援(中小企業金融公庫、国民生活金融公庫、商工中金が実施)

等

## 消費者の金融知識について

国民生活センター

「多重債務問題の現状と対応に関する調査研究」

調査対象：弁護士事務所等への相談者585人

### 利息制限法の金利の制限について

回答	割合
知らなかった	90.3%
知っていた	6.7%
無回答	3.1%

### 金利に対する意識(複数回答)

回答	割合
貸付の金利はわかっていたが、返せると思った	51.5%
貸付の金利はよくわからなかった	32.1%
貸付の金利が高いので迷ったが、他で借りることができなかった	26.3%
貸付の金利に関心はなかった	21.5%
初めからこの金利で返すことが厳しいと理解していた	3.2%
その他	1.9%

金融広報中央委員会 第2回「金融に関する

消費者アンケート調査」(平成15年)

調査対象：全国の20歳以上の男女個人4,000人

### 金融・経済の仕組みについて

回答	割合
ほとんど知識がないと思う	50.2%
どちらとも言えない	42.4%
十分知識があると思う	7.0%

### 金融商品について

回答	割合
ほとんど知識がないと思う	57.3%
どちらとも言えない	36.4%
十分知識があると思う	5.7%



## 学校における金融経済教育の取組みの例

### 金融庁

- ・ 中学生・高校生向け副教材を作成し、全国のすべての中学・高校へ約1.8万部配布。
- ・ 高校卒業生を対象に金融取引の基礎知識を説明したパンフレットを作成し、全国のすべての高校へ約0.6万部配布。
- ・ 平成18年度に、財務局・財務事務所で学校教師との懇談会を実施(18年12月末現在41財務局・事務所で実施済)。
- ・ 平成18年9月に、学校における金融経済教育の一層の推進について、文部科学省に対し文書で要請。

### 金融広報中央委員会

- ・ 金融教育プログラムを策定し、年齢に応じた教育内容等について、指導計画例等を示しながら体系的に整理。昨年末に速報版を公表し、本年3月中旬に全国の小学校、中学校、高等学校に配布予定。
- ・ 教育委員会等との協力により、金融教育研究校および金銭教育研究校約150校を指定、支援。
- ・ 教材『きみはリッチ？-多重債務問題に陥らないために-』を作成。平成15年3月以降、主に中・高等学校へ約48万部配布。
- ・ 教材『これであなともひとり立ち』を作成。平成15年7月以降、主に高等学校へ約45万部配布。
- ・ 実践事例集『金融教育ガイドブック-学校における実践事例集-』を作成。平成17年3月以降、全国の幼稚園、小学校、中学校、高等学校へ約8万部配布。

### 弁護士会

- ・ 求めに応じ、弁護士を学校等へ派遣して、消費者問題について講義。教育委員会と連携している弁護士会は少ない。
- ・ 学校への派遣状況：各弁護士会合計で約250件（注1）

### 司法書士会

- ・ 求めに応じ、司法書士を中・高等学校へ派遣して、消費者問題について講義。主なテーマは悪質商法、割賦販売、金利問題等。
- ・ 派遣状況(平成17年度)：大阪54校、鹿児島51校、愛知41校、兵庫35校、広島31校等、合計586校。講師派遣実績のある司法書士会は全50会中39会。（注2）

【参考】全国中学校数:10,992校（生徒数360万人）  
全国高校数：5,385校（生徒数350万人） 合計:16,377校（生徒数710万人）(平成18年度)

(注1) 日弁連によるアンケート調査(平成18年)。一部学校以外への派遣も含む。(注2) 日本司法書士会連合会調査(平成18年)

# 金融経済、消費に関わる学習指導要領の主な記述

## 小学校学習指導要領（平成10年12月告示）

### 家庭

【第5学年及び第6学年】

#### 2 内容

- (7) 身の回りの物や金銭の計画的な使い方を考え、適切に買物ができるようにする。
- ア 物や金銭の使い方を自分の生活とのかかわりで考えること。
  - イ 身の回りの物の選び方や買い方を考え、購入することができること。

## 中学校学習指導要領（平成10年12月告示）

### 社会〔公民的分野〕

#### 2 内容 (2) 国民生活と経済

##### ア 私たちの生活と経済

身近な消費生活を中心に経済活動の意義を理解させるとともに、価格の働きに着目させて市場経済の基本的な考え方について理解させる。また、現代の生産の仕組みのあらましや金融の働きについて理解させるとともに、社会における企業の役割と社会的責任について考えさせる。その際、社会生活における職業の意義と役割及び雇用と労働条件の改善について、勤労の権利と義務、労働組合の意義及び労働基準法の精神と関連付けて考えさせる。

#### 3 内容の取扱い

(3) 内容の(2)については、次のとおり取り扱うものとする。

ア アについては、網羅的で高度な取扱いにならないよう特に配慮するとともに、身近で具体的な事例を取り上げ、経済活動が様々な条件の中での選択を通じて行われるという点に着目させて、市場経済の基本的な考え方を理解させること。また、「金融の働き」については、具体例を取り上げて理解させること。

### 技術・家庭〔家庭分野〕

#### 2 内容 B 家族と家庭生活

(4) 家庭生活と消費について、次の事項を指導する。

ア 販売方法の特徴や消費者保護について知り、生活に必要な物資・サービスの適切な選択、購入及び活用ができること。

## 高等学校学習指導要領（平成11年3月告示）

### 公民

#### 第1 現代社会 2 内容

(2) 現代の社会と人間としての在り方生き方

イ 現代の経済社会と経済活動の在り方

現代の経済社会における技術革新と産業構造の変化、企業の働き、公的部門の役割と租税、金融機関の働き、雇用と労働問題、公害の防止と環境保全について理解させるとともに、個人と企業の経済活動における社会的責任について考えさせる。

### 第3 政治・経済 2 内容

#### (2) 現代の経済

##### ア 経済社会の変容と現代経済の仕組み

資本主義経済及び社会主義経済の変容，国民経済における家計，企業，政府の役割，市場経済の機能と限界，物価の動き，経済成長と景気変動，財政の仕組みと働き及び租税の意義と役割，資金の循環と金融機関の働きについて理解させ，現代経済の特質について探究させるとともに，経済活動の在り方と福祉の向上との関連を考察させる。

## 家庭

### 第1 家庭基礎 2 内容

#### (3) 消費生活と環境

家庭の経済や消費生活に関する基礎的な知識を習得させるとともに，現代の消費生活の課題について認識させ，消費者として責任をもって行動できるようにする。

##### ア 家庭の経済と消費

家庭の経済生活，社会の変化と消費生活及び消費者の権利と責任について理解させ，消費者として主体的に判断できるようにする。

#### 3 内容の取扱い

##### (2) 内容の範囲や程度については，次の事項に配慮するものとする。

ウ 内容の(3)のアの消費者の権利と責任については，契約，消費者信用，問題の発生しやすい販売方法などを取り上げて具体的に扱うこと。

### 第2 家庭総合 2 内容

#### (5) 消費生活と資源・環境

家庭の経済生活，消費者の権利と責任などについて理解させるとともに，現代の消費生活の課題について認識させ，資源や環境に配慮し，消費者としての適切な意思決定に基づいて，責任をもって行動できるようにする。

##### ア 消費行動と意思決定

消費行動における意思決定の過程とその重要性について理解させる。

##### イ 家庭の経済生活

家庭経済と国民経済とのかわりについて理解させ，主体的な家計管理と家庭の経済計画の重要性について認識させる。

##### ウ 消費者の権利と責任

消費生活の現状と課題，消費者問題と消費者の保護，消費者の責任及び生活情報の収集・選択と活用について理解させ，消費者として主体的に判断し責任をもって行動できるようにする。

#### 3 内容の取扱い

##### (2) 内容の範囲や程度については，次の事項に配慮するものとする。

オ 内容の(5)のウについては，契約，消費者信用，問題の発生しやすい販売方法などを取り上げて，消費者の権利と責任について具体的に理解させることに重点を置くこと。

### 第3 生活技術 2 内容

#### (2) 消費生活と環境

家庭経済や消費生活に関する基礎的な知識を習得させるとともに，現代の消費生活の課題について認識させ，消費者として責任をもって行動できるようにする。

##### ア 家庭の経済と消費

家庭の経済生活，社会の変化と消費生活及び消費者の権利と責任について理解させ，消費者として主体的に判断できるようにする。

#### 3 内容の取扱い

##### (2) 内容の範囲や程度については，次の事項に配慮するものとする。

イ 内容の(2)のアの消費者の権利と責任については，契約，消費者信用，問題の発生しやすい販売方法などを取り上げて具体的に扱うこと。<sup>42</sup>

## 多重債務防止・救済のためのシンポジウムの開催

債務にかかる相談を適切なタイミングで受けられないために、借金返済のための借金をしたり、ヤミ金融を利用するなどにより状況を悪化させる例があることから、返済が困難になった際のみならず、借入の段階から、返済が困難になった際の相談窓口が明確になっていることが、多重債務防止のために重要。



多重債務防止・救済のためのシンポジウムを、地方自治体、弁護士会、日本クレジットカウンセリング協会等との連携のもと開催し、相談窓口の情報提供を行うとともに、多重債務の事例等を含め、多重債務問題に関する情報提供・意見交換、啓発活動の場として最大限に利用する（全国5都市において開催を予定）。

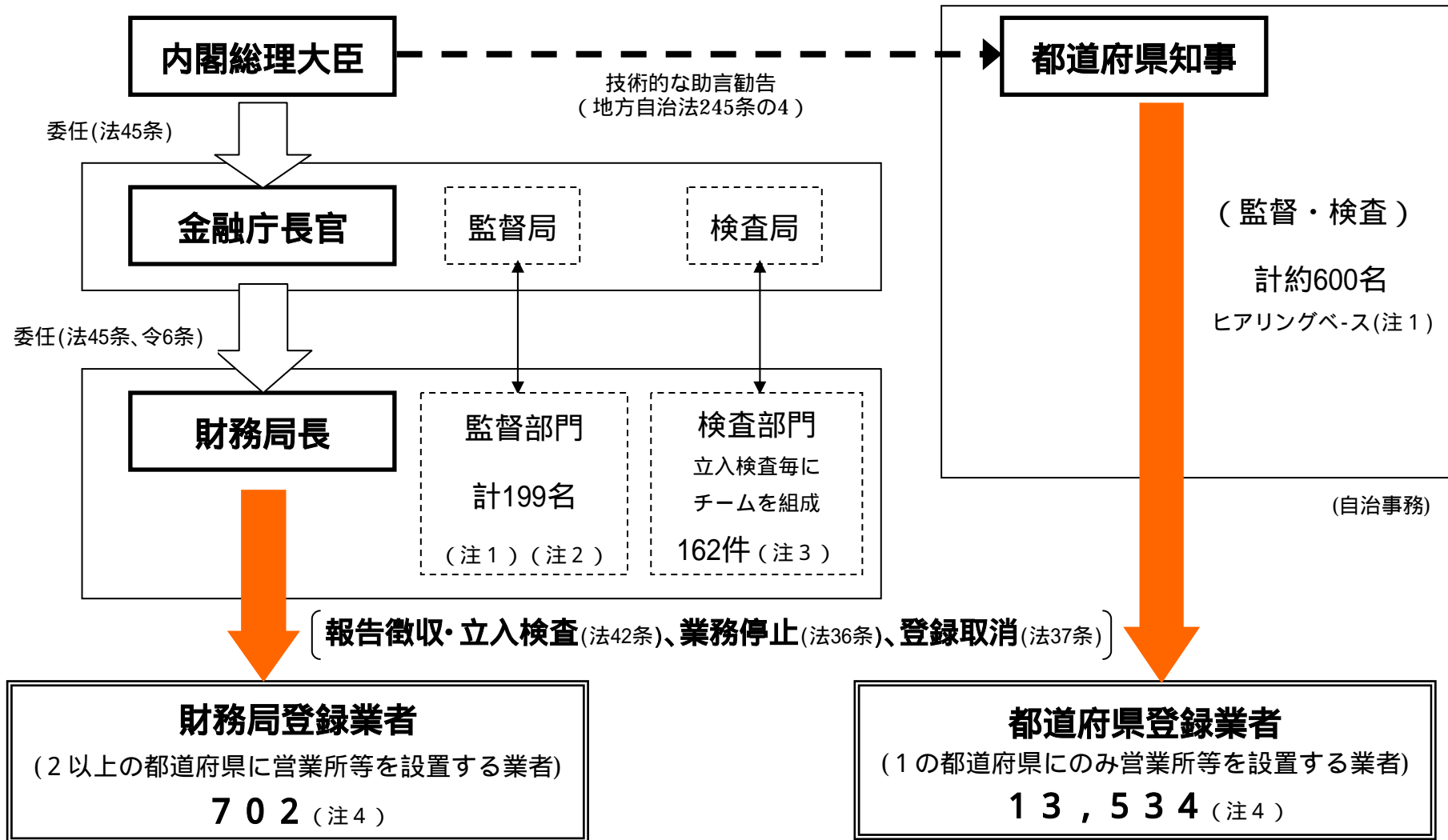
（参考）

再チャレンジ支援総合プラン（平成18年12月25日）

貸金業の規制等に関する法律等の改正により多重債務を防止するとともに、相談充実等により多重債務者を救済する。  
19年度行動計画で全国5都市において多重債務の防止・救済のためのシンポジウムを開催することとしている。

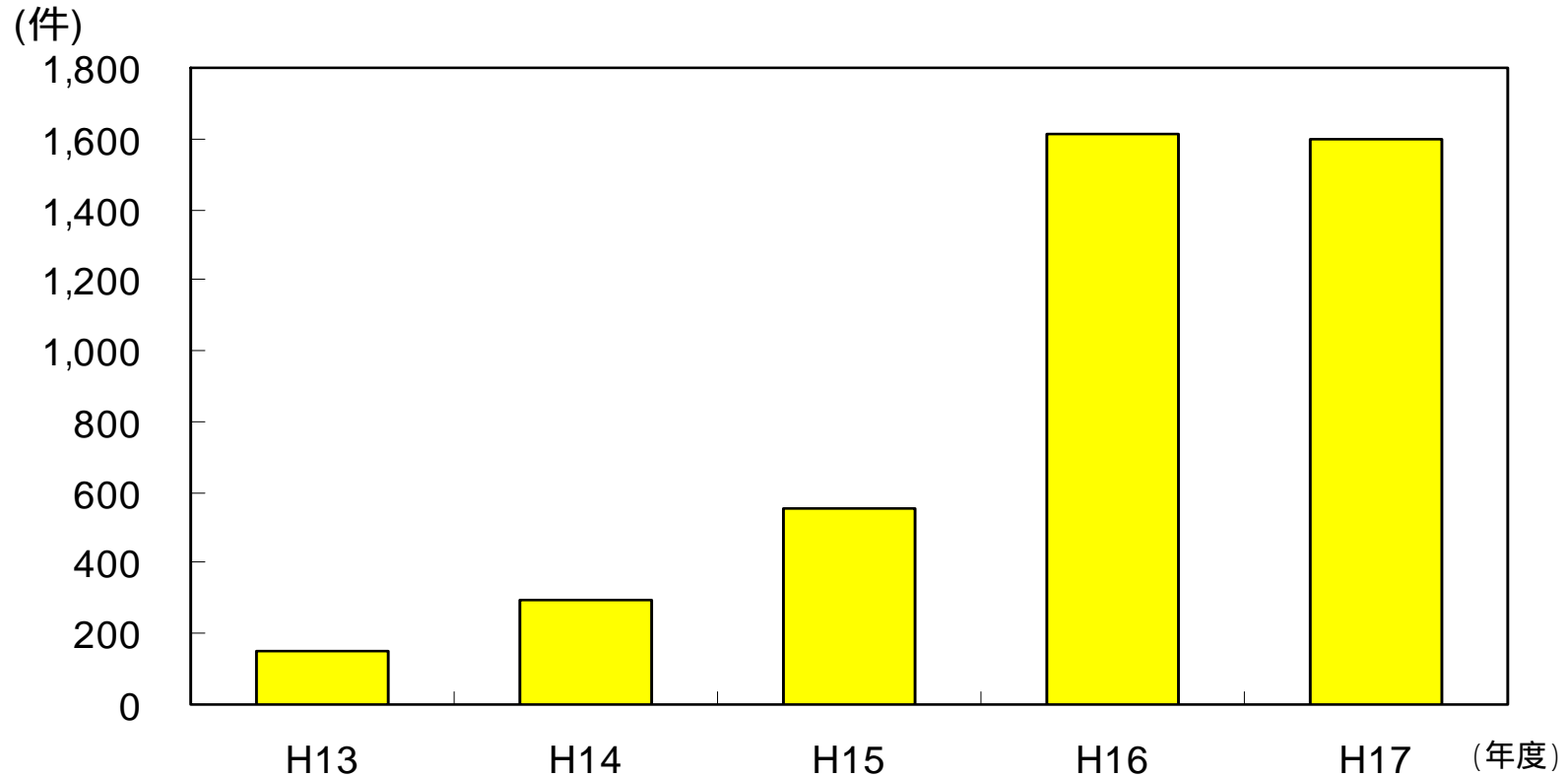
【平成19年度予算案 22百万円】

# 貸金業規制法上の検査・監督権限と執行体制



(注1) 平成18年4月  
 (注2) 担当課長以下。他業態の監督を兼務する者を含み、財務事務所等を含む。  
 (注3) 平成17年7月～平成18年6月  
 (注4) 平成18年3月末

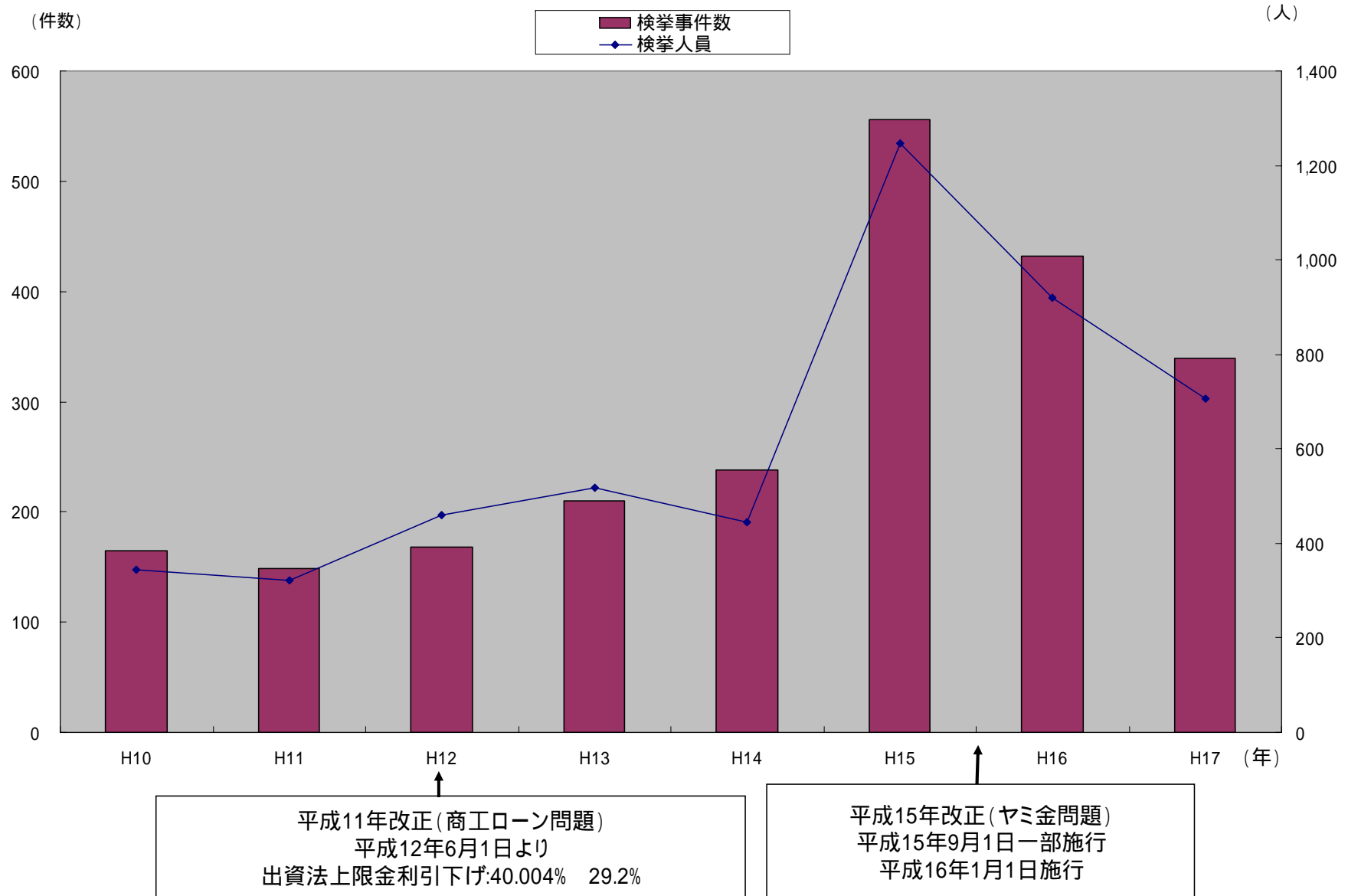
## 貸金業者の行政処分件数の推移



（注1）行政処分は、業務停止（貸金業規制法36条）、登録取消（37条）、所在不明者の登録取消（38条）。

（注2）行政処分件数は、財務局登録貸金業者と都道府県登録貸金業者の合計。

# 貸金業法等改正時期とヤミ金融事犯の取締り状況



データ出典：警察庁

# 貸金業者に対する監督事務ガイドラインの改正

## 1. 説明責任の強化に関する改正 (17年5月施行)

貸金業者が債務者・保証人から公正証書作成委任状を徴求する際にトラブルとなった事例の発生を踏まえ、貸金業者の説明責任を強化する観点から改正。

[主な内容]

- (1) 公正証書作成委任状を取得する場合には、相手方にその内容を理解できるよう説明を尽くすことが求められる旨の規定を新設
- (2) 保証人となるようとする者に説明すべき事項は、保証の法的効果やリスク(最悪のシナリオ)等の実質的な内容にも及ぶことを明示 等

## 2. 取引履歴開示義務の明確化に関する改正 (17年11月施行)

貸金業者に対して取引履歴の開示義務を判示した最高裁判例(17年7月)を踏まえ、その貸金業規制法上の位置づけについて明確化する観点から改正。

[主な内容]

- (1) 取引履歴の開示を不当に拒むことは、不正の手段の使用に該当しうることを明示(新設)
- (2) 取引履歴の開示請求に当たっての本人確認方法を明確化 等

## 3. 過剰貸付の防止等に関する改正 (18年6月施行)

貸金業者に対する検査・監督において把握された貸金業規制法に抵触する事例等を踏まえ、過剰貸付の禁止及び違法年金担保融資の脱法行為に厳正に対応する観点から改正。

[主な内容]

- (1) 返済拒否等により債務額の維持を図ること等を、禁止される借入の勧誘として明示
- (2) 有担保貸付に当たっての融資審査の留意点を新設
- (3) 公的年金払込口座からの自動振替を返済の方法とすることは、不正な手段の使用に該当しうることを明確化 等

## 4. 苦情対応に関する改正 (18年7月施行)

貸金業にかかる苦情等に適切に対応し、監督行政に効果的に活用する観点から改正。



[主な内容]

- (1) 利用者保護の視点を明確にするため、「苦情処理」を「苦情対応」と改めるとともに、寄せられる申出の内容を正確に把握するため、申出を法令違反や不適切行為にかかる「苦情」とそれ以外の「相談・照会」に分類する
- (2) 「苦情」について詳細な記録箋を作成することとし、問題点的確な把握のため法令違反項目の充実を図る
- (3) 苦情等の対応結果をよりの確に把握するため、集計報告書における対応結果の項目を充実させるとともに、苦情等を端緒とする行政処分等の件数について記載を求める 等

5. 生命保険による取立行為規制に関する改正 (18年11月施行)

消費者信用団体生命保険にかかる種々の指摘を踏まえ、万が一にも債権回収のために保険が不当に利用されないようにする観点から改正。

[主な内容]

- (1) 保険金による債務の弁済を強要又は示唆するような言動を行うことは、貸金業規制法第21条の「威迫」に該当し、法令違反であることを明確化

6. 出資法みなし利息の解釈の周知徹底に関する改正 (18年11月施行)

貸金業者の認識不足から出資法違反となる事例が続いていることから、出資法上のみなし利息の解釈を周知徹底する観点から改正。

[主な内容]

- (1) 貸金業者が、債務者から保証会社に対する保証料、公証人や司法書士に対する書類作成費用等について代理受領した場合には、これらの金銭も出資法第5条第7項において利息とみなされ、出資法の上限金利規制の利息の一部となることを明記

7. 廃業等における債権譲渡等に係る届出の強化等に関する改正 (19年2月施行)

貸金業者が廃業等に際して、貸金業者の廃業後の債権譲渡等に係る実態把握を強化する観点から、残貸付債権の回収方針や債権譲渡の状況などの項目について届け出ることを義務づける内閣府令の改正(平成18年12月28日公布、平成19年3月28日施行)とともに、事務ガイドラインを改正。

[主な内容]

- (1) 当局が把握した債権譲渡等の情報を、債権譲受人に対して監督権を有する都道府県等に提供すること
- (2) ヤミ金対策として、一般的な警察当局への情報提供に加え、無登録業者に関する貸付や取立等に関する苦情を受け付けた場合は、当局による事実確認及び警告を行い、警察当局との連携を一層緊密なものとする 等

## 「貸金業者の廃業届出の強化策」の概要

### 1. 概要

近時、貸金業者の廃業や登録の不更新に伴い、債権譲渡に係る苦情・相談も見られる状況にあるが、現在、貸金業者が当局に提出する廃業届出書の内容では、廃業等に伴う債権譲渡の状況等を把握することができず、債務者保護上、不十分なものとなっている。

このようなことから、監督当局として、廃業等の際の債権譲渡やその後の債権回収方針等を適切に把握するため、届出書様式の内容についての内閣府令の改正を行った。また、廃業等届出書等により得た債権譲渡に係る情報の連絡や、無登録業者に係る苦情への対応等について、貸金業関係の事務ガイドライン（第三分冊：金融会社関係）の一部改正を行うとともに、各財務局に通知した。

### 2. 事務ガイドラインの改正内容

#### (1) 登録の不更新及び登録取消しの場合等の報告の徴収

登録の不更新及び登録取消しの場合にも、債権譲渡等について実態把握する必要があることから、新たな廃業等届出書と同一内容を報告徴収することとする。また、廃業等により「みなし貸金業者」となった者に対しては、全取引の結了の報告及びそれまでの間に住所変更等があればその報告を徴収することとする。

#### (2) 廃業等届出書等により得た債権譲渡に係る情報の連絡

債権譲受者に対する監督権（報告徴収、立入検査）は、登録業者である場合には登録行政庁、その他の場合にはその者の所在する都道府県知事が有することから、廃業等届出書等により得た債権譲渡に係る情報や、債権譲受者の取立てに係る苦情等を受け付けた場合には、当該登録行政庁又は都道府県知事に連絡することとする。

#### (3) 無登録業者に係る苦情への対応

なお、ヤミ金対策として、無登録業者に係る苦情に関しては、一般的な警察当局への情報提供に加え、無登録業者による貸付け及び取立ての被害を内容とする苦情を受け付けた場合には、当局としても早急に事実確認及び警告を行い、警察当局との連携を一層緊密なものとする。

### 3. 実施時期

平成19年2月1日

# 自治体の取り組みに関する新聞記事

平成18年10月21日 日経新聞 朝刊 4面

## 問われる

### 消費者金融

#### 法改正の衝撃

貸金業規制法改正で残 年収は百五十万円。消費  
された課題の一つが、資 者金融など十九社からの  
金繰りに窮した多重債務 借金は千二百七十五万円  
者の安全網。政府は対策 に達していた。

相談員は過去に払った 利率制限法の水準を超え  
る金利分、七百万円超を  
過払い金として業者に返  
還請求できることを説  
き世帯だが、男性自身の 岩手信用生協は多重債

#### 生協が相談・融資

「この借金、何とかな 還請求できることを説  
りませんか」。岩手奥明。弁護士を介し、金額  
市の男性会社員(56) 返済にメドを付けた。す  
が疲れ切った表情で岩手 ぐに払わないと給与差し  
県消費者信用生活協同組 押さえるの懸念があった債  
合(本部・盛岡市)を訪 務は、同生協が二百万円  
れたのは今年四月。共働 を融資した。

## 見えぬ借り手の安全網

務者向けの相談・融資事  
業を一九八九年から手が  
けている。岩手県内の市  
町村から約十三億円の預  
託金を募り、地元金融機  
関から協調融資を受けて  
資金を確保。年九・二五  
%で年間約千人に融資し  
ているが、貸倒率は一%  
以下にとどまる。

融資が決まると、弁護  
士が相談者の代理人とし  
て借金の圧縮交渉に入  
る。利率制限法を超える  
グレイゾーン(灰色)金  
利分を削って返済総額を  
算出。さらに「貸しっぱ  
なしにせず、立ち直るま  
で目を配る」(藤沢俊樹  
・盛岡事務所長)ことが  
焦げ付きを抑えるポイン  
トで原則、身内一人を連

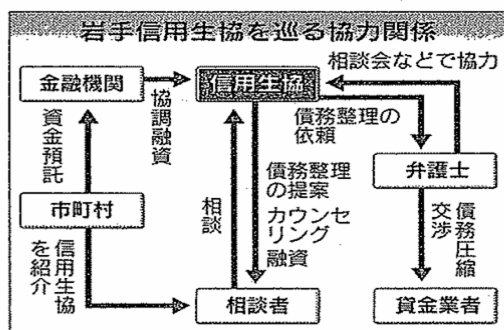
## 官民一体の整備が急務

帯保証人に付ける。家族 のうち、四十人近くが同  
くろみで借金問題に取り 生協の相談業務などで協  
組ませる。 力している。

返済が難しいとみたら 自治体・弁護士・生協  
には弁護士を紹介、自己 による三位一体の連携が  
破産や民事再生の道を探 岩手方式だが、普及には  
る。このため、弁護士と 課題も残る。現行の生協  
の連携は重要だ。岩手県 法では融資事業の許可は  
内に六十人強いる弁護士 自治体の判断に委ねられ

た。現時点で、多重債 は約二万二千人。弁護士  
務者を法的整理の水準で がパンクするような事態  
救うとすれば、岩手方式 になれば、自己破産の手  
はなかなか見当たらな 続きすら滞る。  
い。これに対し国内の弁護士  
は生活保護や、上限を五 超えると思われる多重債務  
者の資金繰り対策とし  
ており、例 は東京都 万円でする緊急小口資金  
えは東京都 万円でする緊急小口資金  
は否定的な など現行制度の拡充が急  
見解を示し がっている程度だ。

また岩手 弁護士・バンクも  
信用生協は ここ数年、個人破産件  
今年一月、 数は年二十万件前後で推  
幹部の内部 移しているが、貸金業へ  
対立をきつ の規制強化で貸し渋りが  
かけに理事 起きると「自己破産が著  
長が辞任、 しく増える可能性が大きい  
経営が混乱 い」(増原義剛・自民党  
組む必要がある。



「この借金、何とかな 還請求できることを説  
りませんか」。岩手奥明。弁護士を介し、金額  
市の男性会社員(56) 返済にメドを付けた。す  
が疲れ切った表情で岩手 ぐに払わないと給与差し  
県消費者信用生活協同組 押さえるの懸念があった債  
合(本部・盛岡市)を訪 務は、同生協が二百万円  
れたのは今年四月。共働 を融資した。

# 弁護士

貸金業者への規制を強化する関連法案が国会に提出され、グレイゾン金利は3年後に撤廃される見通しとなった。だが、200万人に上る多重債務者の生活再建には行政のかかりが不可欠だ。地方経済の停滞で多重債務の波が着実に地方へ広がる中、全国平均の7割の所得で暮らす鹿児島・奄美大島では、市職員と弁護士が連携して多重債務の解消を進める「奄美方式」が浸透し、注目されつつある。

(歌野清一郎、五郎丸健一)

# 連携プレーで債務者救え

## 市職員

官庁やホテルが立ち並ぶ奄美市の繁華街の一角に消費者金融7社の看板と無人契約機が並ぶ。進出は80年代で、「簡単に借りられる」と当初は行列もできた。正式名称は「サンサン通り」。それもじり、「サンサン(散々)通り」と呼ぶ住民もいる。

奄美方式では、生活保護や市税・公共料金の滞納対策の担当職員が、多重債務者の情報を耳にする。まず市民生活係への相談を勧める。関係で借金の状況、家族構成、税の滞納の有無などを聞き取り、生活再建策を考える。債務整理が必要となれば、その場で弁護士との面談日を決める。

生みの親は、市民生活係に配属された89年から多重債務に取り組み福久孝一さん(52)。相談者と消費者金融の支店を回り、破産や調停の手続きで裁判所に付き添う。福久さんは「庶民に法律事務所の数層は高い。連絡先を教えるだけでは足踏みし、生活再建の機会が先送りされてしまう」。

十数年来、多重債務に苦しんできた女性(37)は福久さんに相談して立ち直った一人だ。  
20歳で結婚、長男誕生後、夫は

# 整理スムーズ「奄美方式」

## 灰色金利

### 現場から

転職を繰り返して、生活費を家に入らず、飲み代に使った。スパーのパートで得る月8万円の収入では足りず、1社から30万円借りた。返済のため、2社、3社と借り、残高は100万円を超えた。

ヤミ金に手を出し、職場に取り立ての男が現れて仕事を辞めた。離婚し、2人の子と生活保護で暮らし始めても返済は続いた。いらだちを子どもにもぶつけ、長女に包丁を突きつけた。長男は不登校になった。海に連れ出し、心中を図ろうとしたが、寸前で思いとどまった。

生活保護のケースワーカーに打ち明け、紹介されたのが福久さんだった。弁護士も入って債務整理を進め、取り立てもやんだ。「二度とあんな思いはしたくない」。女性は今も「サンサン通り」を通

多重債務者の相談 全国に団体の窓口を紹介している。これまで多重債務の解決は司法の場が中心だったが、救済に取り組み弁護士らからは、多重債務者を把握しやすい市町村の積極的な関与を求める声もある。

るのを避ける。

日本弁護士連合会の弁護士過疎対策として昨年3月、「奄美ひまわり基金法律事務所」が開設。初代所長の高橋広篤弁護士(30)は1年半で約500件の債務整理を受任した。高橋弁護士は、観光以外に産業の乏しいこの島では、貧しさにつけ込まれて高利をむさぼられているのが現状なんです」と話す。

10月上旬、島根県西部に住む老夫婦は意を決して県の相談施設に足を運んだ。10日ほど前、40代の息子から、消費者金融に50万円の借金があると打ち明けられた。パソコンで借金を重ねたという。

力になってくれたのが、「浜田ひまわり基金法律事務所」の田上尚志弁護士。昨年1月、弁護士会が運営費を補助する同事務所に志願し、福岡県からやってきた。仕事の7、8割は債務整理に費やす。グレイゾン金利で借り、利息を払いすぎた借りが多く、これまでに田上弁護士が、業者から取り戻した過払い金は約4億円。解決件数は400件を超えた。



消費者金融の看板が連なる通り。「サンサン通り」などと呼ぶ住民もいる=鹿児島県奄美市で

# 効果大きい相談窓口充実

多重債務問題の解決を目指した貸金業制度見直し法案が大詰めだ。先月二十九日には、衆院財務金融委員会での可決に伴い、多重債務者を減らす施策として付帯決議した十一項目「自治体の相談窓口の充実」が盛り込ま

れた。自治体の各々が連携して問題に積極的に取り組めば、相談件数も増え、生活再建につながるやすい。ひいては税収増も見込める。その先進例・滋賀県野洲市の取り組みを紹介する。(白井康彦)

## 多重債務問題 滋賀県野洲市の取り組み

野洲市役所の一階の奥にある生活保護の担当部署。訪ねてきた五十代の男性Aさんは、病気で働けないうえ、多額の借金を抱え、このままでは生活できないと訴えた。病気の治療費も払いにくい状況だった。応じた職員は「多額の借金があるなら」と言いつつ、Aさんを消費生活相談の窓口へ連れていった。

その後、生水さんとAさんは生活保護の窓口に戻り、担当職員と三人で、生活保護の手続きを進める方針を確認した。裁判所が近く、破産の決定を下す見通しで、Aさんの債務は帳消しになりそう。生活保護も

が必要の場合は弁護士会や司法書士を紹介。特定調停は債務者本人が簡易裁判所で行えるので、手続きの進め方を細かく教える。相談者が市税を滞納していることが分かったら、その対応もする。

付帯決議には「各地方自治体に対し、多重債務者に対する相談窓口を設置して適切な助言を行い、カウンセリング機関とのネットワークを構築して、必要な紹介を行うなど、多重債務を抱える住民に対する支援体制を整備するよう、要請を行うこと」という文言が盛り込まれて

### 生活保護の開始、税滞納に対応…

## 役所各々が横連携

相談員は電話職員。生水裕美さん。着て着いて話

受けられるようになった。Aさんは仕事の日々に専らと、病気が治癒に努めている。

ら「一緒に税務課の窓口に行って滞納額を確認し、債務整理が終わってから分割返済してもらおう」と。税務課の了解を得たりするわけだ。

先月十五日には同委員会審議の答弁の中で、渡辺義典内閣府副大臣(金融担当)が、全国の市町村に多重債務の相談窓口を設けていくという趣向を述べた。

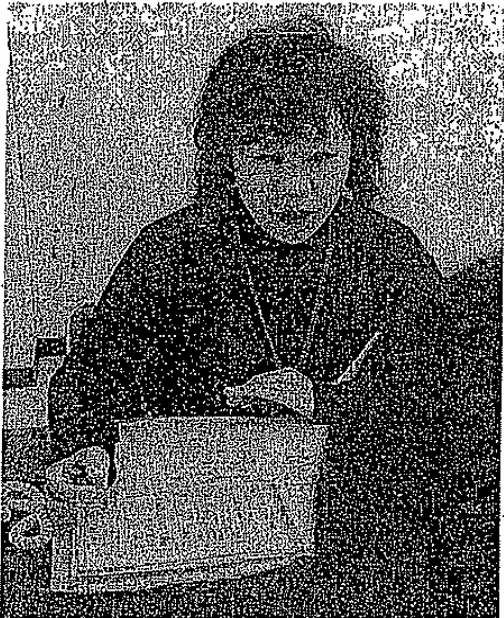
保護の両方が必要で「よう」とアドバイスした。その場で、自己破産の手続きを進めてくれる司法書士の事務所へ電話。Aさんが事務所を訪ねる日曜も

人口五万人の同市で、生水さんは七年前から消費生活相談室に担当している。多重債務の相談者には解決法の概要を伝え、自己破産も個人再生などの手続き

も協力している。児童家庭課でも多くの市町村では、多重債務の相談に対して、弁護士会や司法書士会の連絡先を教える程度。それだと、役所内の他の担当部が相談者の生活再建にかかわりにく。

全国の法律家がメンバーの「行政の多重債務対策を充実させる全国会議」は十七日午後一時から名古屋市の名古屋中小企業福祉会館で、多重債務問題と行政のかかわりをテーマにした緊急集会を開く。日弁連上限金利引き下げ実現本部事務局長の新里宏二弁護士が基調講演。

多重債務者の相談に乗って生活再建に向けたアドバイスも行う消費生活相談員の生水裕美さん。滋賀県野洲市の野洲市役所で



## 国も自治体の貢献期待

野洲市では生水さんが核になった役所内の横の連携が完全に

される。



# 消費者相談 悩み深く

## リフォーム、振り込め詐欺…相談は急増、スタッフは不足

消費者問題の窓口、全国各地の消費生活センターが悩みを抱えている。懸念はリフォームや振り込め詐欺などの被害が相次ぎ、相談が急増する一方、相談員は増えず、業者との間に生じた「交際・あせん」などが難く、被害者の高齢化が進み、相談内容も複雑化している。質を保つには「あせん」の解消が急務とされている。

(高橋千子、岩崎隆一)

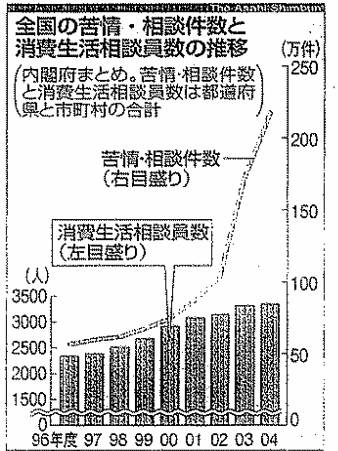
### 「あせん」解消が急務

多重債務、訪問相談……消費者からの相談に、業者との間に生じた「交際・あせん」が悩みの種となっている。懸念はリフォームや振り込め詐欺などの被害が相次ぎ、相談が急増する一方、相談員は増えず、業者との間に生じた「交際・あせん」などが難く、被害者の高齢化が進み、相談内容も複雑化している。質を保つには「あせん」の解消が急務とされている。

「あせん」とは主婦が、別の自治体のパチンコ相談員は最近、後輩相談員の処理カードを見せられた。このケースはフリーランスでできる」と思っていたが、後輩は連絡先を聞いても、その事実を知らなかった。「上司が代わったので方針が変わる」と話す。

### 「質」維持に、民間委託も

内閣府によると、全国の自治体に寄せられた消費生活相談は、96年度は56万8019件、相談員は2341人で、1人当たりの処理件数は243件だった。これに対し、04年度は相談件数は約200万件に、相談員は約1万人に増えた。毎日9人の相談員が対応する消費生活センター1。相談員歴2年の林博美さん(46)は「いい結果が出せるかわからないけど、私



「あせん」とは主婦が、別の自治体のパチンコ相談員は最近、後輩相談員の処理カードを見せられた。このケースはフリーランスでできる」と思っていたが、後輩は連絡先を聞いても、その事実を知らなかった。「上司が代わったので方針が変わる」と話す。

東京都は昨年、架空請求トラブル急増を受けて相談員を6人増やし、計30人にした。今年度はさらに4人を加え、「高齢者被害110番」を開設するなど、高齢者への対策を重点的に進める。消費者トラブルの多様化や専門化に対応するため、相談員は不動産や金融など9つの専門グループに分かれ、調査・研究にもあたっている。

メールも導入を  
鈴木深雪・元東京法律部教授(消費者政策)の話  
最近では「自分で交渉しない。消費者の自立のため」というが、その後のフォローは、高齢者の「自分で」

は10倍以上だったが、04年度は約4割に落ちた。04年に消費者保護基本法が改正され、消費者基本法となり、「消費者の自立の支援」が強調された。行政改革で消費者相談の窓口も、都道府県から市町村へと移行が進んでいる。

「消費者の自立の支援を理由に、消費者問題へのかわりを避けようとしている自治体もある」と指摘する関係者もある。



次々にかかってくる電話に対応する消費生活相談員たち。埼玉県川口市の消費生活支援センターで

### ネット絡み 金融トラブルなど問題も多様化

都道府県や市区町村の消費生活相談には、消費生活専門相談員(国民生活センター)や消費生活アドバイザー(日本産業協会)、消費生活コンサルタント(日本消費者協会)などの資格を持つ人のほか、現場研修を受けた人があっている。内閣府によると、都道府県と市区町村の消費生活相談員は05年4月1日現在、正職員が66人、アルバイトなど非常勤職員が3276人。相談を週4日以上実施する消費生活センターは、都道府県立が165カ所、市区町村立が359カ所だった。

相談内容は、60年代は食品の安全性や家電製品の欠陥に関する苦情が多く、70、80年代になるとキャッチセールスや靈感商法など契約のトラブルが目立った。バブル崩壊後は金融商品や自己破産に関するものが相次ぎ、近年はインターネットに絡む問題や架空請求、外国為替証拠金取引や未公開株売買など高齢者をねらった金融トラブルが急増。消費者の意識も高まるなかで相談件数が増えてきた。

# 大半が

# 多重債務者

## ホームレス 名古屋の自立支援施設 調査で7割強



ホームレス問題についても議論された「行政の多重債務者対策を充実させるシンポジウム」＝名古屋市で

問題についてのノウハウを蓄積していく考え。多重債務者の救済活動を展開している市民団体「愛知かきつばたの会」と情報交換などの協力関係を結ぶべく協議中だ。

野崎さんは、笹島寮の「救済センター」に指導を取り組みを踏まえてシンポジウムで次の三点などを訴えた。

①多重債務者になることを予防するために行政レベルで広範、多様な個人信用情報を開示しても発動が必要

②ホームレスに対し、適切で安価な相談事業を拡大すべきだ

③貸上上限金利や貸出金額の制限を法律改正が必要

東京や大阪、名古屋などの大都市圏では、三年前から弁護士や司法書士がホームレスの人たちを対象にした法律相談をしばしば行うようになった。相談内容は圧倒的に多いのが、多重債務。

ホームレスに転落する原因は、失業や病気などが多いが、多重債務が絡ん

ホームレスの人たちは全国で約三万人ともいわれる。その大半が消費者金融や信販会社などへの返済に行き詰まった多重債務者であることが、支援者や弁護士らの調べで明らかになってきた。支援者には「多重債務者を減らすことがホームレスを減らすことにつながる」と、政府や自治体などに多重債務者対策の強化を訴える。名古屋市の委託を受けてホームレス自立支援事業をしている同市中心部の施設「笹島寮」の事例をもとに、多重債務との関係を探った。

(自井 康彦)

「多重債務問題の取り扱った行政の多重債務者相対してホームレス対策を充実させるシンポジウム」の開催の生活指導。ホームレスの中には多重債務、野崎さん自身が力を務める割合がきわめて高

受給者の更生施設で、社会福祉法人「芳徳福祉会」が運営。昨年四月からホームレス自立支援事業を始め、服装や食事

自己破産申し立て指導

### NPOなどが救済活動

「一時効」を主張していることが多いことが鮮明になってきた。笹島寮の調査は「こうしたケースが、貸上上限金利や貸出金額の制限を法律改正が必要

多重債務者チェックは、自己破産の申し立てをするべき指導する。野崎さんは、今後借入金が多くなることを懸念している。